

2007

CSRレポート



SUMITOMO  
TRUST

住友信託銀行

# トップメッセージ



足尾銅山の鉱毒被害を訴え続けた社会運動家田中正造翁は、明治34年3月の第15回帝国議会で「(住友は)社会のことわりや人情を知っており、自分だけが金儲けをすればよいというような間違った考え方を持っていない」と述べ、住友が経営する別子銅山の環境対策を賞讃したそうです。当時、住友第2代総理事伊庭貞剛は、鉱毒被害を食い止めるために莫大な費用をかけて瀬戸内海の小島(四阪島)に精錬所を移転させただけでなく、枯れ果てた山々の再生のために大規模な植林を行っていました。日本における環境経営の原点

は住友にあると言われるゆえんです。住友の精神を受け継ぐ住友信託銀行グループにとって、環境問題は正面から取り組むべきテーマでなければならないと、私たちも常々考えています。

今、世界の環境問題は一層深刻化しています。特に地球温暖化問題については、各国が強調して取り組む最優先の国際的課題と位置付けられ、「京都議定書」が締結されました。その議定書が規定する温暖化ガスの削減努力期間は、いよいよ平成20年から始まります。

こうした中、「国家」という枠を超えてグローバルに流れる資金を取り扱う私たち金融機関も、市場メカニズムを活用した環境問題の解決に、より積極的な役割を果たすことが求められるようになってきました。世界の金融機関が参加する国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)は、平成15年の東京宣言において、投融資における環境・社会への配慮や、環境保全や持続可能社会の形成に寄与する金融商品の開発・普及を強く訴え、その後の金融機関の行動に大きな影響を与えました。

住友のDNAを持ち、CSR(企業の社会的責任)を経営戦略の一環と位置付ける私たち住友信託銀行グループにおいても、金融業務を営む立場から環境問題の解決に貢献することは、重要な任務の一つです。折しも、平成18年12月には、実に86年ぶりに信託法が改正され、時代の要請に沿った新しい形態の信託制度が導入されています。当社は、このような環境金融事業を、信託(トラスト:Trust)の機能を最大限に活かして環境(エコ:Eco)問題を解決(ソリューション:Solution)すべく「エコ・トラステーション(Eco Trustution)」と名付け、住友信託銀行ならではのCSRの柱としていきたいと考えています。

ところで、信託らしい環境金融事業の一例として、不動産に関わる新しい取組みをあげることができます。不動産の開発や仲介、あるいは不動産に関わる投資・融資は、信託銀行の中核的な業務の一つですが、日本における温暖化ガスの

排出量の約2分の1が建築関連分野から排出されると言われる中、不動産の環境負荷の低減は当社にも関係の深いテーマだと考えられるからです。

このような観点から、当社はこれまでも環境配慮型住宅への優遇ローンの開発や汚染土地買取・再生ファンドへの支援など新しい金融商品・サービスの開発に積極的に取り組んできましたが、昨年度はさらに、財団法人トラスト60が主催した「不動産の環境付加価値に関する研究会」に参加しました。本研究会では、環境に配慮した建築物(グリーンビル)の経済価値を評価する市場の創造に向けて、さまざまな分野の専門家の方々の意見が活発に交わされ、私たちにとっても、多様なステークホルダーの知見を集約して環境問題の本質を理解することの意義を認識する良い機会になりました。このことは環境金融のみならず、当社がCSR業務を推進していくうえで大変重要な視点であると思います。

住友信託銀行グループが、本格的にCSR活動を開始して4年が経ち、本業と融合させつつ企業価値の向上を図るための、より実践的な段階に入ったと考えています。他方においてこうした取組みは、常にステークホルダーの利益にも配慮し、社会の持続的発展とともにあるべきことは言うまでもありません。私たちは今後とも、住友の先達がめざした理想を受け継ぎ、日々の活動に励んでまいりたいと思います。皆様の忌憚らないご意見、ご感想を賜ることができましたら幸いです。

平成19年9月

取締役会長

高橋 温

取締役社長

森田 豊

# 住友信託銀行にとってのCSR

住友の事業は、住友自身を利するとともに、  
国家を利し、かつ社会を利する底の事業でなければならぬ

住友第2代総理事 伊庭貞剛

金融業務は極めて社会性が高く、本業を健全に営むこと自体が重要な社会的責任であることは言うまでもありません。しかし私たち住友信託銀行グループは、それにとどまらず、社会が持続的な発展を遂げていくうえでの今日的課題の解決に貢献する新しい事業機会を創出することで、当社自身の企業価値の向上も追求していきたいと考えています。そのような意味で住友第2代総理事伊庭貞剛のこの言葉は、私たちがCSRを推進するうえでの原点となりました。

## CSR活動の基本方針

住友信託銀行のCSRは、社会の持続可能な成長に貢献しながら自らの企業価値を向上させることを基本方針としています。すなわち、当社にとってCSRは経営戦略の一環であり、本業の中で他社との差別化を企図する取組みの一つと位置付けられるものです。

また、CSRは新しい時代にふさわしい企業風土の核でもあります。職員一人ひとりに社会的責任の自覚を促し、社会の課題の解決を事業機会ととらえるような進取の気性を育む拠り所となるものです。

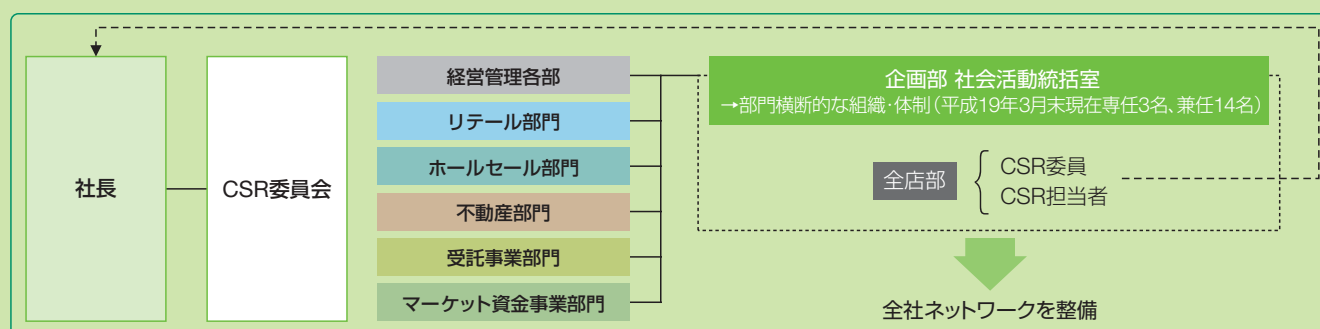
当社は、このようなCSRの基本スタンスと職員の心構えを明確にすべく、平成15年12月に「社会活動憲章」を定めま

した。以来、社会活動憲章は「倫理憲章」とならんで住友信託銀行の全役職員の行動指針となっています。

## CSR活動の推進体制

住友信託銀行では、会長、社長および常務以上の執行役員で構成する「CSR委員会」がCSR業務を統括します。CSR委員会は基本的に年に2回開催され、CSRに関する基本方針を決定するとともに、半期の活動目標を決定します。また、実務は企画部社会活動統括室が統括し、全営業店・拠点（以下、「店部」）に配置されたCSR委員・CSR担当者が中心となって推進する体制を構築しています。

## CSR推進体制



## CSR活動の促進策

現場におけるCSRへの取組みを実効性あるものとするため、当社は、役職員一人ひとりの意識を向上させるさまざまなCSR活動の促進策を実施しています。

各事業部門がCSRを全社レベルの事業計画に織り込んで活動目標を設定しているほか、平成18年度からは各支店がCSRの長期目標と年度活動計画を掲げ、社会活動統括室がこれに積極的に関与する体制を構築しており、CSR活動の活性化を目的として設定された「CSR戦略予算」を活

用する支店も増えています（平成18年度の申請数40件）。また、店部においては、CSRを含め当社のあり方を議論する「ディスカッション住信」が開催され、活発な議論が交わされています。平成18年度は延べ116回実施されました。

### その他の促進策

- イントラネット（STB情報庫）
- 社内報での紹介
- STBビデオニュース

## 社会活動憲章と倫理憲章

### 社会活動憲章

『私たちは、信任と誠実を旨とする信託の理念、信用を重んじ確実を旨とする住友の事業精神に基づき、社会に対する責任を果たすことを宣言します。』

#### 1. 持続可能な社会の実現

私たちは、社会の持続可能な成長を目指すとともに、自らの企業価値の拡大を実現します。

#### 2. 新しい価値創造と経済発展への貢献

私たちは、社会の期待にいち早く応え、質の高い金融商品・サービス・行動を通じて、新しい価値創造に取り組み、経済の発展に貢献します。

#### 3. 地球環境の保全

私たちは、地球環境を守り次世代に引き継ぐために、金融の持つ機能を最大限に活かし、自然環境の保護、生物多様性の保全などの環境問題に真摯に取り組めます。

#### 4. 人権の尊重

私たちは、ゆとりと豊かさを実現するために、人材をかけがえのない財産と考え、個人の人格、個性を尊重します。

#### 5. 法令の遵守

私たちは、良き企業市民であるために、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守し、社会の重要な構成員としての責任を全うします。

### 倫理憲章

#### 1. 社会からの揺るぎない信頼の確立

住友信託銀行は、『信任と誠実』の理念に立脚した信託銀行としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

#### 2. 社会の期待と負託に応える金融商品・サービスの提供

住友信託銀行は、環境の変化に積極的に対応しつつ、社会の要請を的確かつ迅速にとらえて、高品質の金融商品・サービスを提供する。

#### 3. 法令・社会的規範の遵守

住友信託銀行は、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守するとともに、人権を尊重し、倫理にもとることなく、誠実かつ公正に行動する。

#### 4. ゆとりと豊かさの実現と人格・個性の尊重

住友信託銀行は、役職員一致協力して、ゆとりと豊かさの実現を目指し、働きやすい環境を確保するとともに、個々人の人格・個性を尊重する。

#### 5. 反社会的勢力への毅然とした対応

住友信託銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行う。

#### 6. 経営の透明性の確保

住友信託銀行は、企業情報の適切な開示等により、企業経営の透明性を確保していく。

※ 社会活動憲章と倫理憲章は「憲章カード」に記載され、役職員全員が署名・携帯しています。

# Sumitomo Trust's CSR

## CSR活動の これまでとこれから

当社が平成15年度にCSR活動をスタートさせてから4年間の経過しました。平成17年度までの3年間については、体制を整備し社内における意識の浸透に重点を置いてきましたが、平成18年度からは本業との融合を図りながら企業価値の向上をめざす、より実践的な第2ステージに移行したと考えています。ここでは、当社のこれまでのCSR活動の歩みと今後の課題についてご説明します。

### CSR活動「第1ステージ」(平成15～17年度)の歩み

- |       |     |                                                                                                          |
|-------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年 | 6月  | CSR経営の推進体制を整備し、CSR委員会、および企画部内に「社会活動統括室」を設置                                                               |
|       | 7月  | 企業年金向けにSRIファンドを設定、運用を開始                                                                                  |
|       | 10月 | 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)に参画                                                                             |
| 平成16年 | 12月 | 当社と社会、双方の持続的成長をめざす「社会活動憲章」を制定                                                                            |
|       | 3月  | 個人向けの初めての環境金融商品として環境配慮型住宅向けの金利優遇ローンを開発・販売                                                                |
|       | 9月  | 初めてのCSRレポートを刊行(和文・英文)                                                                                    |
| 平成17年 | 12月 | 社内CSRネットワーク整備(全店部にCSR委員・CSR担当者を配置)                                                                       |
|       | 6月  | 環境3原則の制定                                                                                                 |
|       | 7月  | 国連グローバル・コンパクトに参加(邦銀初)                                                                                    |
| 平成18年 | 10月 | マンション環境性能表示制度(東京都)に連動した金利優遇住宅ローン*を発売<br>※ 本商品は平成18年6月に平成18年度東京都環境賞・知事賞を受賞。                               |
|       | 1月  | SRI投資信託「グッドカンパニー」がモーニングスター社の優秀ファンド賞*を受賞<br>※ 「ファンド・オブ・ザ・イヤー2005」の国内ハイブリッド型部門優秀ファンド賞。平成19年1月には同賞を2年連続で受賞。 |

## CSR活動「第2ステージ」(平成18年度～)の活動

| 平成18年度の主な活動内容                                                                                                                                                                   | 平成19年度の目標                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>● パス1 (事業革新の実現)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境金融事業を「エコ・トラステーション」と命名し積極的に推進</li> <li>有料老人ホームのデータベース整備</li> <li>SRIビジネスの進展</li> </ul>                           | <b>● パス1 (事業革新の実現)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エコ・トラステーション」のさらなる推進<br/>(不動産の環境価値、省エネ金融、排出権などに関する商品サービスの開発など)</li> </ul>                                                |
| <b>● パス2 (企業ブランドの向上)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全社横断組織「CS推進部」の設置に向けCSへの本格的な取組みを開始(設置は平成19年6月)</li> <li>全支店がCSRの長期目標と年度計画を提出</li> <li>ステークホルダーとの連携の強化</li> </ul> | <b>● パス2 (企業ブランドの向上)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>CS推進部の設置</li> <li>「CS評価No.1獲得」を重点施策に掲げ、PDCAサイクルでCS施策を実施</li> <li>CSRホームページの刷新</li> <li>環境問題への取組みに関する情報発信の強化</li> </ul> |
| <b>● パス3 (人材マネジメントの強化)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法認定<br/>(「くるみんマーク」取得)</li> <li>「人材構築会議」の実施</li> </ul>                                              | <b>● パス3 (人材マネジメントの強化)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭の両立支援策の拡充</li> <li>人材育成プログラムの充実</li> </ul>                                                                      |
| <b>● パス4 (コスト管理・削減)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステムの見直しに着手</li> </ul>                                                                                   | <b>● パス4 (コスト管理・削減)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO14001の取得に向けて環境マネジメントシステムの再構築</li> </ul>                                                                              |
| <b>● パス5 (リスク管理の強化)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「バーゼルⅡ対応推進委員会」を設置、リスク計測手法の高度化などに取り組む</li> <li>信託法・信託業法の改正、金融商品取引法などに対応し「規制対応推進委員会」を設置</li> </ul>                 | <b>● パス5 (リスク管理の強化)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理、コンプライアンスにおけるPDCAサイクルの強化</li> <li>バーゼルⅡ、日本版SOX法などの制度、規制への対応の推進</li> </ul>                                          |

## Comment

## 推進責任者コメント

平成15年にCSRへの取組みを開始し、4年目となった平成18年度は、多様なステークホルダーへの配慮と5つのパスを通じて企業価値の向上をより高いレベルで追求する「第2ステージ」のスタートと位置付けてきました。

特に、1.環境金融事業を「エコ・トラステーション」と名付け、重要なビジネステーマと位置付けて広範に展開したこと、2.お客様満足の向上をめざす全社横断的なCS推進部を設置したこと、3.各支店にCSRの長期目標と年度活動計画を掲げてもらい、社会活動統括室が積極的に関与する体制を構築したこと、などが具体的な成果としてあげられます。

一方で、自社の環境配慮については、体系的な取組みが十分できていないことが反省点です。平成19年度は、ISO14001の取得に向け専任チームを立ち上げ、全社的な環境マネジメントシステムを構築する方針です。



金井 司  
企画部 CSR担当部長

# 企業価値の向上にいたる5つのパス（経路）

## 企業価値向上のプロセス （5つのパスとCSR事業ポートフォリオ）

CSRへの取組みに優れた企業は、投資対象としても中長期的に良好なパフォーマンスを示す—SRIファンドの投資対象企業の選定を通じて、この因果関係を確信した当社は、企業行動とそのパフォーマンスとの関係について分析・検討を重ね

てきました。そして、その結果、CSR活動は「事業革新の実現」「企業ブランドの向上」「人材マネジメントの強化」「コスト管理・削減」「リスク管理の強化」という5つの“パス（経路）”を通じて企業価値の向上に結びつくと考えているにいたっています。

当社はこの「5つのパス」を、SRIの投資対象企業の評価軸に据えるとともに、当社自身においても企業価値向上をめざすCSR活動の推進軸と位置付けました。

## 企業価値向上へ向けた5つのパスとCSR事業ポートフォリオ



当社ではCSR活動を、5つのパスと時間軸の2次元で構成される事業ポートフォリオに再構築して把握しています。例えば「コスト管理・削減」は比較的早期に経費の圧縮などを通じて企業価値の向上に寄与する一方で、「企業ブランドの向上」に資する取組みはすぐには企業価値の向上につながり難いなどの違いがあるため、それぞれのパスについて時間軸を設定し、CSR活動の全体像を把握しています。

## Path 1 事業革新の実現

CSR活動は、「社会貢献」あるいは「コンプライアンス」にとどまらず、それぞれの企業が、自社と社会双方の持続的な発展のためにどのような責任を果たす必要があるかを真剣に考えて実施するべきものであると、当社は考えています。

当社が考える「企業と社会の双方の持続的な発展に寄与するCSR」とは、事業を通じた社会貢献—例えば地球温暖化問題のような、「社会が持続的な発展を遂げるうえで対処していかなばならない今日的な課題」の解決に貢献する事業革新です。このような社会の真のニーズに応える活動は中長期的な事業機会を企業に提供し、結果として企業価値の向上に寄与するものと考えます。

## Path 2 企業ブランドの向上

代表的な無形資産である企業ブランドは、商品サービスの競争力強化にとどまらず、資金調達や人材確保など、企業経営の全般にわたって競争力の向上に寄与します。中でも、「社会的責任を果たす企業」としてのブランドは、そこで働く従業員の「誇り」を醸成するとともに顧客満足の上にもつながり、企業価値を向上させます。

人々にとっての企業ブランドは、その企業の従業員やサービスなどに実際に接した「体験」の積み重ねによって醸成されるものです。したがって当社は、企業ブランドの向上を図るうえで、CS（お客様満足）活動の推進、NPOなどとのコミュニケーション、職員参加型の社会貢献活動などを通じ、ステークホルダーとの接触を深めることを重視しています。

# 5 Paths

5つのパスについて

## Path 3 人材マネジメントの強化

個人の可能性を引き出しその成長に資する人材育成は、従業員のやる気を促し、人的生産性の向上を通じ事業競争力を強化します。また、フェアでオープンな人事評価制度、ワークライフバランス（仕事と家庭生活の調和）や人材のダイバーシティ（多様性）への配慮は、企業が持続的な成長を遂げるうえで欠かせない要素となりつつあります。

こうした条件を満たす人材マネジメントは、事業と人材市場における優位性確保という「攻め」、そして人事運営上の問題により損失をこうむるリスクを低減するという「守り」の両面から企業価値の向上に貢献するだけでなく、社会にとっても持続的な発展の礎となる人的資本の形成にも寄与するものです。

## Path 4 コスト管理・削減

CSRとして取り組むコスト管理・削減策の中で当社が重視しているのは、日常業務の中で生じる環境負荷を低減するための取組みと、その実践過程におけるコスト管理、そしてその成果としてのコスト削減です。

このような環境に配慮した経営の仕組みは、環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）とよばれ、省エネ・省資源を促進するために計画（Plan）・実行（Do）・確認（Check）・見直し（Action）の活動サイクルを構築するものです。また、調達先などをCSR的な視点で選別することで、サプライチェーンに関わるさまざまなリスクを回避しコスト増を抑制する効果も追求します。

## Path 5 リスク管理の強化

企業価値の最大化は「攻め」の活動によってのみ達成されるものではありません。法令・社会的規範への違反や不適切な会計処理、あるいは情報管理の不備など、事業運営に伴うさまざまなリスクの顕在化によって企業価値を損なうことを防ぐための態勢整備—つまり、「守り」を固める—ことによっても実現されます。

どのようなリスクを想定しどんな態勢で備えているのか、リスク発生の防止に加えてリスク発生時に迅速な対応が可能な体制をとっているか、また、そのためにどのような内部統制システムやガバナンス体制を構築しているかは、企業価値の安定性を見るうえで重要な要素となります。

# 国際的な行動指針への署名と参加

当社は、国際的な企業行動指針や原則などへの署名と積極的な参加を通じて、自らの行動を国際的な視点からとらえるよう努めています。そしてこれにより、グローバル化する社会においても「良き企業市民であるために、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守し、社会の重要な構成員としての責任を全うする」(社会活動憲章 第5条)ことをめざしています。

## 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)への署名

当社はCSRへの本格的な取組みを開始した平成15年10月に東京で開催された「2003国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)東京会議」において、「金融団体による環境および持続可能な発展に関する国連環境計画宣言」に日本の信託銀行として初めて署名しました。また、平成19年6月にはUNEP FIの不動産ワーキング・グループに参加し、積極的な情報発信を行っています(P.14ご参照)。

## 国連グローバル・コンパクトへの署名

平成17年7月に当社は、国連グローバル・コンパクト(GC)に日本の銀行として初めて署名しました。GCはアナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する10の行動原則ですが、当社はこれらを支持し促進することを通じ、社会の良き一員として行動することを宣言しました。

## 責任投資原則への署名

平成18年5月、当社はGCとUNEP FIが共同事務局となり策定した「責任投資原則」に署名しました。この原則は機関投資家や金融機関に対し、投資の意思決定に際してESG(Environmental = 環境、Social = 社会、Governance = 企業

統治)を考慮するよう求めるもので、当社は日本におけるSRI(社会的責任投資)のマーケットリーダーとして、本原則を積極的に支持していきます。

## カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトへの署名

平成19年1月、当社はカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)に署名しました。CDPは世界中の機関投資家や金融機関が、企業に対し温室効果ガスの排出に関する情報開示を共同で求めていくもので、当社はその主旨に賛同するものです。

## 国連グローバル・コンパクト



- |        |                                                |
|--------|------------------------------------------------|
| (人権)   | 原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。 |
|        | 原則 2. 人権侵害に加担しない。                              |
| (労働)   | 原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。               |
|        | 原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。                        |
|        | 原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。                           |
|        | 原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。                        |
| (環境)   | 原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。                     |
|        | 原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。             |
|        | 原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。                    |
| (腐敗防止) | 原則 10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。          |

# 住友信託銀行 | Contents

## CSRレポート | 2007

### 編集方針

4回目の発行となる本レポートは、昨年度版に引き続き、当社独自の「企業価値の向上にいたる5つのパス」に沿って編集しています。また、それぞれのパスにおける平成18年度の進捗と今後めざす方向性の記載や、ステークホルダーの方々との対話の掲載など、より一層の内容充実と読みやすさの追求を図りました。

また、地域に密着した各支店の活動をより詳しくご紹介している別冊「WithYou」についても、あわせてご一読いただければ幸いです。

※ 本レポートおよび当社のCSR活動に関する皆様からの率直なご意見をいただき、相互コミュニケーションを深めていくことができればと考え、巻末にアンケート用紙をご用意いたしました。皆様の忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

### 報告対象範囲:

住友信託銀行の国内本支店および海外支店、グループ会社の活動

### 対象読者:

お客様、株主・投資家、従業員、地域社会、行政、NPO・NGOなどの全ステークホルダー

### 報告対象期間:

平成18年度  
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

※ ただし、一部には平成18年度以前の活動や平成19年8月までの最新情報を含んでいます。

### 次回報告書の発行予定時期:

平成20年9月を予定しています。

### ホームページアドレス:

<http://www.sumitomotrust.co.jp>

### 参照ガイドライン:

GRI (Global Reporting Initiative)  
「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン2006」

## 住友信託銀行のCSR

|                      |   |
|----------------------|---|
| トップメッセージ             |   |
| 住友信託銀行にとってのCSR       | 2 |
| CSR活動のこれまでとこれから      | 4 |
| 企業価値の向上にいたる5つのパス(経路) | 6 |
| 国際的な行動指針への署名と参加      | 8 |
| 編集方針/目次              | 9 |

### 5つのパス

## Path 1 事業革新の実現

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 当パスの活動テーマ                 | 10 |
| 当年度の進捗と成果/推進責任者コメント       | 11 |
| 特集1: 住友信託銀行の「エコ・トラステーション」 | 12 |
| SRI (社会的責任投資) への取り組み      | 17 |
| 社会的課題の解決に資する金融商品・サービス     | 18 |

## Path 2 企業ブランドの向上

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 当パスの活動テーマ                       | 20 |
| 当年度の進捗と成果/推進責任者コメント             | 21 |
| お客様と住友信託銀行                      | 22 |
| “With You” の取り組み (社会貢献活動)       | 24 |
| 特集2: ステークホルダーダイアログ/環境問題と金融機関の役割 | 29 |

## Path 3 人材マネジメントの強化

|                     |    |
|---------------------|----|
| 当パスの活動テーマ           | 32 |
| 当年度の進捗と成果/推進責任者コメント | 33 |
| 従業員と住友信託銀行          | 34 |

## Path 4 コスト管理・削減

|                     |    |
|---------------------|----|
| 当パスの活動テーマ           | 38 |
| 当年度の進捗と成果/推進責任者コメント | 39 |
| 活動の紹介               | 40 |

## Path 5 リスク管理の強化

|                      |    |
|----------------------|----|
| 当パスの活動テーマ            | 42 |
| 当年度の進捗と成果/推進責任者コメント  | 43 |
| 主要なリスクとその取り組み方針      | 44 |
| コーポレート・ガバナンスとリスク管理体制 | 45 |
| コンプライアンス             | 46 |
| 顧客保護等への取り組み          | 47 |

|                  |    |
|------------------|----|
| GRIガイドライン対照表     | 48 |
| 第三者コメント          | 50 |
| アンケートで協力をお願い     | 51 |
| 会社概要/主要な子会社・関連会社 | 53 |

# Path1 事業革新の実現

地球温暖化問題の深刻化や少子高齢化社会の進展など、社会が抱えるさまざまな問題に「金融」というソリューションで応えること。そして、社会の持続可能な成長への貢献と同時に、自らの企業価値を向上させること—それが、当社CSRの重要なテーマです。

当社は、社会の持続可能な成長と当社自身の企業価値の向上の双方に資するような新しい金融ビジネスを次々と生み出し、展開していきます。

## 当年度の進捗と成果

### 1. 「エコ・トラステーション」を推進

平成18年度は、環境金融事業への取組みをより一層深化させた年となりました。

これまでに開発してきたものも含め、当社の開発による環境問題の解決に資する金融商品・サービスを、“環境（エコ：Eco）問題を、信託（トラスト：Trust）の機能で解決（ソリューション：Solution）する”との意味合いを込めて、「エコ・トラステーション（Eco Trustution）」と名付けました。また、それぞれの金融商品の位置付けなどを再整理することにより、今後重点的に商品サービス展開していく分野を社内でも明確にしました。

#### エコ・トラステーションの商品ラインアップ（一部）

|        | 個人向け金融商品                                                     | 法人向け金融商品                                                                                                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 温暖化対策  | 環境配慮住宅向け金利優遇住宅ローンの商品ラインアップ<br>排出権(CER)の信託化など<br>カーボン・オフセット商品 | 風力発電・バイオマスエタノール生産事業へのプロジェクトファイナンス<br>環境建築コンサルティングサービス<br>省エネ促進ファンド<br>テナントビルの省エネ推進スキーム（NEDO補助事業）<br>建築物の環境配慮評価事業（グリーンビルファンド、グリーン鑑定評価など） |
| 廃棄物対策  |                                                              | 産廃処理・リサイクル施設へのプロジェクトファイナンス                                                                                                              |
| 土壌汚染対策 |                                                              | エコランド・ファンドへの支援（汚染土地買取・再生ファンド）<br>土壌汚染コンサルとの提携                                                                                           |
| その他    | 社会的責任投資（SRI）                                                 | CSR配慮型売却債権一括信託                                                                                                                          |
|        | 商品化済み                                                        | 商品化中                                                                                                                                    |

### 2. 有料老人ホームのデータベースの整備

平成19年3月には、株式会社福祉開発研究所に委託して全国の約1,400の有料老人ホームの事業内容などをデータベース化し、比較検討可能な情報として整備しました。このデータベースには、各施設の立地・ハード、職員の配置状況、料金の妥当性、事業者の財務体質などを独自に総合評価した格付情報も含まれます。当社は、この情報をお客様に役立つ形でご提供していきたいと考えています。

### 3. SRIビジネスの進展

SRI（社会的責任投資）は、CSRの開始とほぼ同時期の平成15年7月にスタートさせた、当社にとって最も重要な商品の一つです。その後順調に受託残高を積みあげてきており、平成19年3月末で905億円となりました。また、運用実績も良好でモーニングスター「ファンド・オブ・ザ・イヤー」の優秀ファンダ賞を2年連続で受賞しました。

## Comment

### 推進責任者コメント

CSR元年と呼ばれた平成15年から丸4年が経過し、最近では新聞など各種メディアでCSRに関する報道を目にしない日はありません。持続的な成長に向けて全体が一丸となってCSRに取り組む必要性が世の中に広く認知され、日本の企業のさまざまな技術・取組みが脚光を浴びています。

住友信託銀行では、CSRをきちんと行っている企業は、ビジネス上のさまざまなリスクを軽減し、逆にビジネスチャンスを獲得できると考え、CSRに着目して超過収益を狙うSRIファンドを平成15年にスタートさせました。企業年金向けを皮切りに、個人向け公募投信『グッドカンパニー』・郵貯窓販向けSRIなど広くお客様からの支持を得て、純資産額増加・運用成績向上の両面で着実に成果をあげています。当社は、まさに投資の世界の「事業革新」とも言えるCSRに着目したSRIの商品性向上を通じて、今後とも金融機関としての役割を実践していきます。



佐藤 伸也  
株式運用部長

## 特集 1

住友信託銀行の  
「エコ・トラステーション」

## 金融機関の環境問題への積極的関与が求められている

地球温暖化問題を筆頭に、一層深刻さを増す環境問題—その対策の難しさは、経済活動と環境配慮行動との間では利害が相反する場合が多いことや、国の規制が及ばない個人などの自由意思に委ねざるを得ないところにあります。

こうした中、資金仲介機能を持つ金融機関が、経済合理性と環境配慮とを両立する金融商品を開発・提供し、あるいは金融機能や情報の提供を通じて企業や個人に行動変革を促すなどして、環境問題の解決に積極的に関わることが強く期待されるようになっていきます。

## 住友信託銀行は「エコ・トラステーション」で貢献

住友信託銀行のCSR活動におけるPath1（「事業革新の実現」）は、社会の課題の解決に資する金融事業の

創造をめざすものであり、中でも環境問題の解決への貢献は当社が非常に重視し取り組んでいるテーマです。

とりわけ地球温暖化問題については、日本における省エネや再生可能エネルギーの活用促進に寄与する金融スキームの開発を最優先に、商品開発や投融資案件に取り組んでいます。また、温暖化ガスの排出権取引に関しても、排出権の信託など事業者が購入しやすいようなスキームの開発を進めているほか、土壌汚染や産業廃棄物処理など、温暖化以外の環境問題への対応にも取り組んでいます。この特集では、環境（エコ）の問題を信託（トラスト）の機能で解決（ソリューション）する当社の「エコ・トラステーション」について、具体的な金融商品・サービスをご紹介します。

## 1. 温暖化問題の解決に寄与する融資商品の開発と推進

## (1) 環境配慮型住宅向け金利優遇住宅ローン

歯止めがかからない一般家庭のCO<sub>2</sub>排出量抑制—当社は、平成16年にご提供を開始した太陽光発電搭載住宅に対する金利優遇ローンを皮切りに、それ以降はオール電化住宅やガス省エネ住宅にも対象を広げるなど、「環境配慮型住宅ローン」の提供を通じて、早くからこの重要なテーマに取り組んできました。

そして平成17年10月、東京都の環境金融プロジェクト<sup>※1</sup>の一環で当社は、大規模マンションに適用される都の「環境性能表示制度<sup>※2</sup>」に合わせて最大1.2%まで金利を優遇する住宅ローンを開発し、取扱いを開始しました。

当社が開発したローンは、同制度で表示が義務付けられる1) 建物の断熱性、2) 設備の省エネ性、3) 建物の長寿命化、4) みどり、の4項目の評価（各項目を3段階で評価する）に金利を連動させるものです。具体的には得点（星印）1つ

につき0.1%ずつローン金利を優遇する（＝最大1.2%の金利優遇）仕組みとすることで、利用者に環境性能の高いマンションを購入していただきやすくしました。なお、この商品は東京都からも高く評価され、平成18年度の「東京都環境賞」において都知事賞を受賞しました。

※1 東京都が、平成17年1月に開始したプロジェクトで「企業・個人の環境対策を促進する金融商品開発を」と東京都下の金融機関に呼びかけた。

※2 延べ床面積が1万平方メートルを超えるマンションを新築・増築する場合、建築主に環境配慮の措置を記載した「建築物環境計画書」の都への提出に加え、上記4項目の評価結果を記したラベルの広告表示を義務付けるもの。

また、マンションの環境性能を評価する取組みは、東京都以外にも広がりつつあります。神奈川県川崎市では、平成18年10月に環境性能表示制度「CASBEE<sup>※3</sup>川崎」の運用を開始しましたが、当社は、これに連動する住宅ローンの運用も同時に開始しています。CASBEEを金融と結びつけた初めての商品でもあり、この住宅ローンは国の審議会にも取り上げられるなど、大きな注目を集めています。

※3 建築物総合環境性能評価システム。建築物の環境性能の向上による環境負荷の低減を目的に、国土交通省の主導の下に有識者らが共同で開発した。

## (2) 環境配慮型プロジェクトファイナンス

当社は、バイオマスエタノール生産事業や風力発電事業など、再生可能エネルギーに関する案件を中心に、プロジェクトファイナンスに力を入れています。また、平成18年度は、ガ

ス焚複合火力発電所である中袖クリーンパワーへの融資を行うなど、新たな取組みを開始しており、平成19年3月末現在の環境関連のプロジェクトファイナンスの取組み件数は15件、残高は約195億円となっています。



中袖クリーンパワー

| 案件名        | 取引先                                     | 概略                                                                                                        | 当社参加額／総額<br>単位:億円 | 取組時期<br>(調印) |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 大月ウィンドファーム | (株)大月ウィンドパワー<br>(株主:(株)グリーンパワーインベストメント) | 高知県幡多郡大月町に、設備容量12,000kW(1,000kW風車×12基)の風力発電所を建設し、17年間にわたり売電する事業です。                                        | 15.4／19.6         | 平成18年11月     |
| 中袖クリーンパワー  | 中袖クリーンパワー(株)<br>(株主:(株)ファーストエスコ)        | 千葉県袖ヶ浦市中袖地区に、設備容量100,000kWのガス焚複合火力発電所を建設し、15年間にわたり、特定規模電気事業者である丸紅(株)および(株)ファーストエスコ2社に対し売電する事業です(燃料は都市ガス)。 | 76.5／76.5         | 平成18年3月      |

## 2. 不動産(建物)の環境配慮を促進する仕組みの創造

### (1) 不動産の環境付加価値についての研究

省エネ性を高めた建築物は、光熱費の低減などを通じた不動産収入の増加に加え、1)建物の長寿命化による償却率の低下、2)有害物質などの環境リスクの低減、3)ブランドイメージの向上、などによってビルの価値を向上させることができますと考えられます。米国ではすでに、環境配慮ビル(グリーンビル)の認証を受けた建物において、稼働率や賃料の上昇を通じて不動産の収益性が向上した例が、実際に始めています。

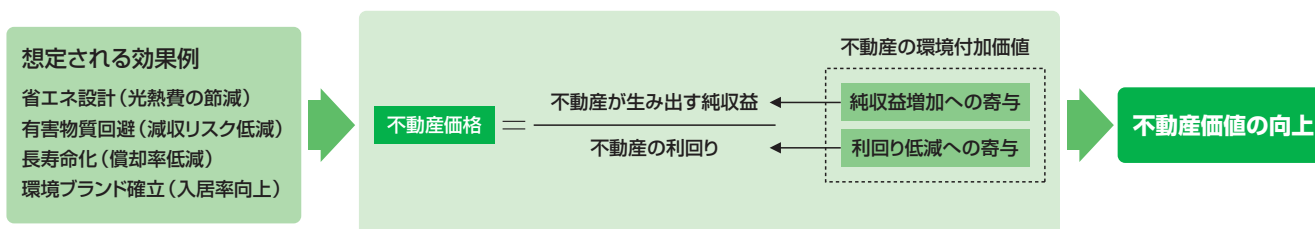
当社は、平成17年より不動産の環境価値を鑑定評価に

反映させる手法について研究を開始しましたが、さらに平成19年3月に財団法人トラスト60\*の「不動産の環境付加価値に関する研究会」に参加しました。

当研究会では、東京大学生産技術研究所の野城教授を委員長とし、建設会社や省エネ事業者、広告代理店、環境NGOなどを委員に招き、また、オブザーバーとして国土交通省や東京都も参加する中で、多面的な議論が展開されました。なお、この研究会での議論は、「サステナブル不動産の付加価値と普及促進ビジネス」についての報告書としてとりまとめられました。

※ 当社の創業60周年を記念して昭和62年に設立した財団法人。信託制度の調査・研究などが活動の中心だが、近年CSR分野の研究にも力を入れており、平成18年度は本研究会に加え「京都議定書下の金融機関の地球環境貢献」の研究会も開催した。

### 環境付加価値の向上と不動産価値向上の関係



## (2) UNEP FI不動産ワーキンググループへの参加

不動産への環境配慮の重要性は、近年、海外においても急速に重視されるようになってきました。平成19年5月に発表された「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)の第4次評価報告書・第3作業部会報告書においても、建築物は最も低コストで最も省エネ効果が高いことが指摘されるなど、温暖化対策としての注目度も高まっています。

こうした動きを受け、平成18年に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)において、不動産に関するワーキンググループが設置され、欧米の大手金融機関や機関投資家が参加して、環境や社会に配慮しつつ経済性も確保するための不動産投資―「責任ある不動産投資; RPI (Responsible Property Investment)」を促進するための研究が開始されました。

当社も、平成19年6月にこのワーキンググループに参加し、日本におけるベストプラクティスモデルの紹介など、積極的な発言を行っています。また、それに先立って平成19年3月には、カナダのバンクーバーで開催された建物の環境価値基準を議論する国際会議(The Vancouver Valuation Summit)に参加しており、今後も、さまざまな場面で本件に関し日本からの情報発信を行っていく予定です。

また、当社はこうした研究の成果を、すでに展開している建築コンサルティング\*や環境配慮型住宅ローンにとどまらず、鑑定評価やファンドビジネスなど、一層さまざまな金融商品・サービスの開発と促進に応用していきたいと考えています。

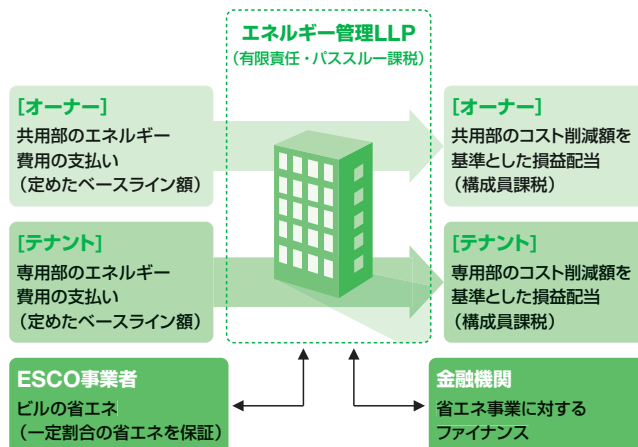
※ ビルなどの建築設計段階における省エネルギーや景観配慮、建築長寿命化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする業務。平成18年6月に建築コンサルティング部を新設し、取組みを強化した。

## (3) テナントビルの省エネを促進する金融スキームの開発

室内で利用する電気なども含めると、建物を起源として排出されるCO<sub>2</sub>の量は、実に全体の排出量の半分に及ぶとも言われています。特に、業務用ビルなどから排出される平成17年1年間のCO<sub>2</sub>は、平成2年比で42%増と大きく伸びており、この分野の省エネが進まないことが日本の温暖化対策の大きな課題の一つとなっています。特に、業務用ビルの中でもテナントビルは、オーナーが設備投資をして省エネ機器を設置しても、直接の省エネメリットは共用部分にしか及ばないため、推進するインセンティブが低いことがネックになると言われてきました。

そこで当社は現在、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助金を活用して、有限責任事業組合(LLP)などを利用しオーナーとテナントが協力して省エネを推進する金融スキームの研究を進めています。なお、この研究は、株式会社ビルディング・パフォーマンス・コンサルティング、株式会社S-net、株式会社あらたサステナビリティの3社で協力しながら進めています。

### 省エネ促進スキーム(LLPを活用するケース)



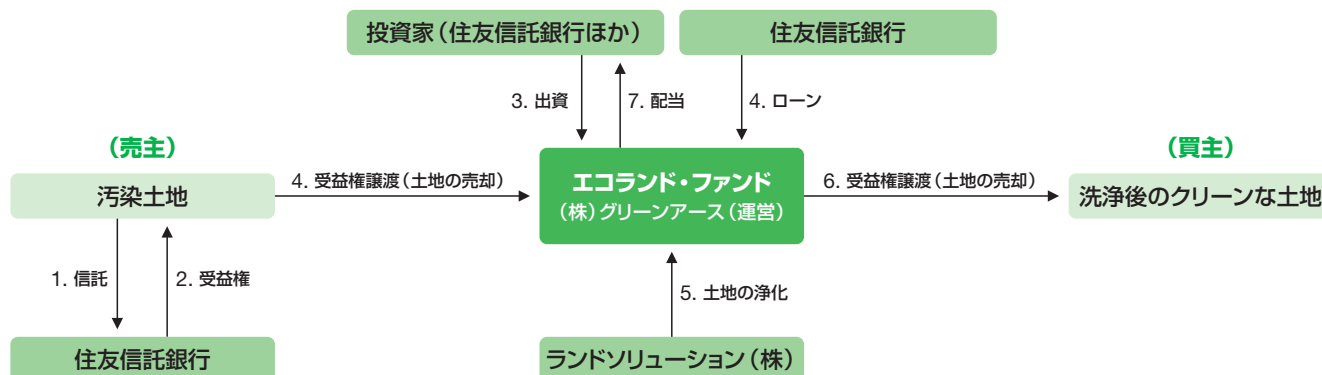
#### (4) 汚染土地買収・再生ファンドへの支援

土壌汚染が原因で取引ができず、塩漬けになっている宅地や工場跡地—日本全国で5兆円にものぼると言われるこうした土地をいったん買い取り、追加調査や浄化工事などによって再生したうえで再販売するのが、株式会社グリーンアースの「エコランド・ファンド」です。エコランド・ファンドは、土地の売り手には「不動産の買い手が早期に見つかる」とい

うメリットを、そして不動産の買い手には「土壌汚染された土地を購入してしまうリスクが減る」というメリットを提供し、汚染土地の流動化を促進します。

当社は、エコランド・ファンド第1号案件に対して平成18年3月に出資のほか、不動産の信託や仲介、ノンリコース・ローンなどの機能を提供して、幅広くファンドの運営の支援を行いました（平成19年1月に終了）。また、平成19年7月に第2号案件に対する出資を行いました。

#### 「エコランド・ファンド」のスキーム（第1号案件）



### 3. 海外排出権の信託

#### 排出権の信託

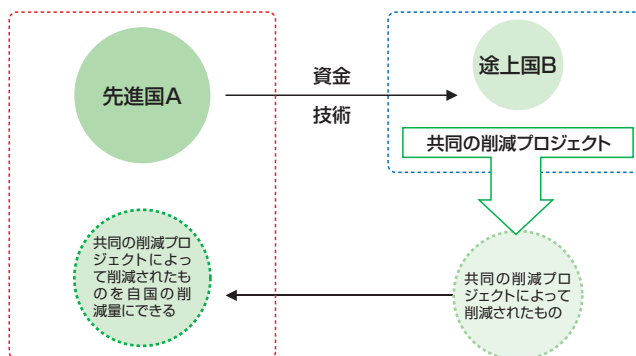
日本が京都議定書の目標を達成するためには、京都メカニズム※を活用して海外から大量の排出権を購入しなければならないことが明らかになりつつあります。しかし、現在の排出権取引市場は、大規模なCO<sub>2</sub>排出事業者など限られたプレーヤーが相対で大口取引を行うものとなっており、小規模な排出権に対する需要を満たすことは難しいのが現状です。

当社は、海外の排出権が平成18年度の温暖化対策推進法改正で信託の対象となったことを踏まえ、信託という「器」を活用して排出権を小口化するスキームなどを構築中です。

排出権に対する需要はさまざまなケースが考えられることから、当社は、今後とも投資家の立場に立った商品設計を行っていく方針です。

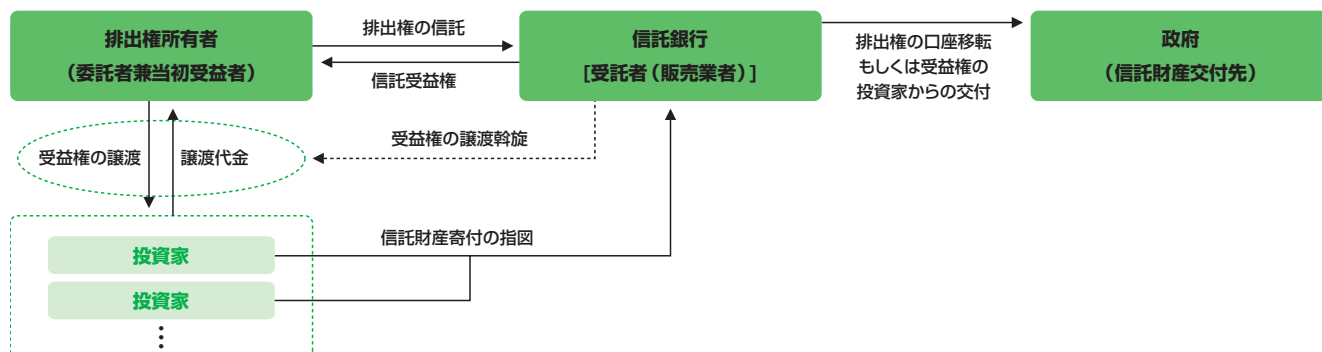
※ 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減目標の達成が困難な場合に、利用可能な補完的措置。中でも、先進国が発展途上国と共同で事業を実施し生じた排出削減量（または吸収増大量）を自国の目標達成に活用できる「クリーン開発メカニズム（CDM: Clean Development Mechanism）」が注目を集めている。

#### クリーン開発メカニズム



出所：首相官邸ホームページ

## 排出権信託のスキーム



## 4. サプライチェーンにおけるCSR配慮を促進する取組み

近年、電機業界などグローバル化が進む分野の大企業を中心に、環境問題に加え労働管理など社会的な側面も考慮し調達先を選別する「CSR調達」に注目が集まっています。

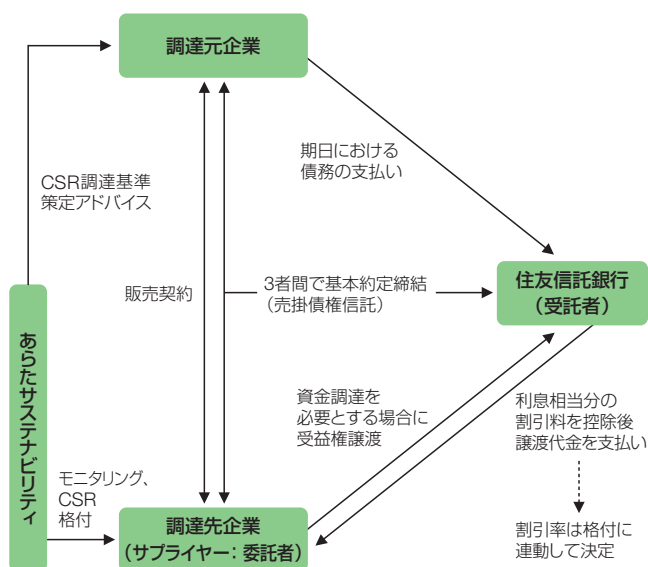
当社は、平成18年12月に、こうしたCSR調達を促進するスキームとして「CSR配慮型売掛債権一括信託」を開発しました。これは、当社が資金を調達する企業（サプライヤー）の「CSR調達基準」の遵守度をチェックし（CSR格付の付与）、その遵守度が高いほど売掛債権の信託受益権の買取時の割引率を優遇し、資金調達を有利にする仕組みです。

この商品の開発にあたって、当社は、株式会社あらたサステナビリティと提携しました。同社はグローバルな会計事務所のネットワークを活用して、日本のサプライヤーの海外の工場で労働管理の状況などもチェックし、CSR調達基準への遵守度を判定します。

今後は、日本企業においてもCSR調達の導入が本格化

すると考えられます。当社は、この商品がそういった動きの先駆けになるものと期待しています。

## CSR配慮型売掛債権一括信託のスキーム



## 5. 低公害車のリース債権信託

当社は、低公害車のリース料をもとに信託商品を組成して機関投資家に販売し、車両の購入資金や維持費を集める商品を開発しました。その第一弾として、平成19年4月にオリッ

クス自動車株式会社と提携し、同社とニチレイグループの物流子会社株式会社ロジスティクス・ネットワークとの間の低公害トラックのリース債権を対象とした取組みを開始しました。

# SRI (社会的責任投資)への取組み

平成18年4月の責任投資原則の公表以来、「ESG」—環境 (E:Environment)・社会 (S:Social)・企業統治 (G:Governance) で企業を評価する運用手法が大きくクローズアップされています。こうした中、ESGの評価を運用のコンセプトとしてきたSRI (Socially Responsible Investment:社会的責任投資) が改めて注目を集めています。

## 個人・年金投資家などから900億超を受託

当社のSRIファンドは、平成15年の企業年金基金からの初受託(7月)以来、個人向け公募投信「グッドカンパニー」発売(12月)、確定拠出型年金向けファンド(平成16年2月)、機関投資家向け私募投信(平成18年6月)を発売するなど、着実にそのラインアップを拡大してきました。

これらの結果、受託額は平成19年3月末で計905億円(前年同期比161億円増)と着実に伸び、中でも大きな割合を占める「グッドカンパニー」は、良好な運用実績もあって累積販売額は538億円に達しています。また年金向けでは企業年金基金からの受託額が270億円、確定拠出型年金でのSRIファンド採用は64社・14億円となっています。

## 独自のスクリーニングで高い運用実績を実現

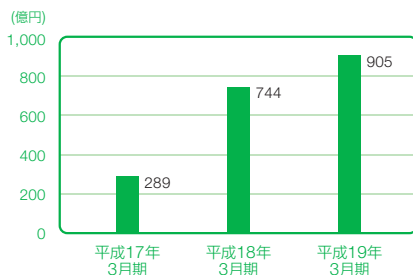
当社のSRIファンドは、ESGに加え、CSRの企業への浸透度や財務リターンの向上への貢献度などに着目して企業を評価し、安定かつ高い投資実績を追求するアクティブ運用ファンドです。投資銘柄は、株式会社日本総合研究所の調査結果を踏まえて当社のSRIアナ

リストとファンドマネージャーが選定します。

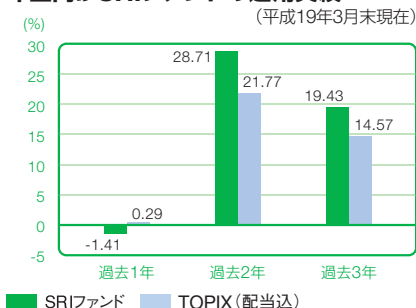
パフォーマンス(運用実績)は良好です。最もラックレコード\*の長い年金向けのファンドの場合、平成15年7月末のファンド設定来の運用実績は、代表的な日本株のベンチマークである東証株価指数を20%強(年率3.5%)上回っています。

※ 投資信託や投資ファンドなどの金融投資商品の収益実績の履歴のこと。

### SRIファンドの受託残高推移



### 年金向けSRIファンドの運用実績



こうした高い運用実績やリスク・コントロール能力、質・量ともに優れた調査体制を評価され、公募投信「グッドカンパニー」は投信評価会社モーニングスター社から「ファンド・オブ・ザ・イヤー」

の国内ハイブリッド型部門優秀ファンド賞に平成17年、平成18年の2年連続で選ばれました。



モーニングスター社「優秀ファンド賞」を2年連続受賞

《投資信託は、ご購入時等に各種手数料がかかります。》

- 申込手数料: 申込金額に応じ、約定日の基準価額に最大3.15%(税抜3.00%)の率を乗じて得た額
- 換金(解約)手数料: ありません
- 信託財産留保金: 購入時の約定日の基準価額に最大0.1%の率を乗じて得た額、換金時の約定日の基準価額に最大0.5%の率を乗じて得た額
- 信託報酬: 保有期間中、純資産総額に最大年2.1%(税抜年2.0%)の率を乗じて得た額
- その他の費用: 証券取引にともなう売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)等を実費として、投資信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

※ 詳しくは各商品の投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

《投資信託におけるリスクについて》

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託等を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。

《その他重要なお知らせ》

- 投資信託はリスクを含む商品であり、組み入れられている有価証券の値動きの他、外貨建て資産へ投資する場合は為替変動の影響を受け、運用実績は市場環境等により変動しますので元本保証はありません。
- 取得のお申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- 元本割れのリスクは、ご購入されたお客さまの負担となります。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 当社で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当社がお申込みの窓口となり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 当資料は住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

《販売会社に関する情報》

- 商号等: 住友信託銀行株式会社 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第5号
- 加入協会: 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会

# 社会的課題の解決に資する金融商品・サービス

財産の運用・管理を行う信託業務や資金仲介機能の担い手としての業務は、それ自体がすでに重要な社会貢献であると言えます。当社は、こうした責務を誠実に果たしていくことはもちろん、社会に生じるさまざまなニーズや課題の解決に対して当社がどのように貢献できるかを常に自らに問いかけ、新たな金融サービスを開発・提供することによって、「事業を通じた社会貢献」を実践しています。

## 公益信託

公益信託とは、個人や法人（委託者）が財産を一定の公益目的のため信託銀行などに信託し、受託者である信託銀行などがその財産を管理・運用し、その目的の実現を図るものです。当社では、昭和52年5月に第1号を受託して以来、平成19年3月までに延べ137件を受託しています。

### 新設基金：

「岩井久雄記念宮城奨学育英基金」

「岩井久雄記念東京奨学育英基金」

将来の日本の指導者となるべき「有為な人材」を育成し、「特に我が国にとって必要と思われる理工学分野の発展」に貢献できるように自身の財産を役立てたいとの思いから、岩井久雄様が6億円を拠出され、その出身地である宮城と第二の故郷とする東京において、それぞれ3億円の奨学基金を設定されました。これら2つの基金は、年間合計3,000万円の奨学金助成を行い、その助成規模においても当初拠出金総額6億円という資産残高においても、当社がこれまでに個人のお客様から受託した公益信託の中で最大の基金です。

その他の新設基金としては「第106回日本外科学会定期学術集会記念・外科手術研究助成基金」があります。

## 公益信託 受託状況

| 分類          | 件数  |
|-------------|-----|
| 奨学金支給       | 27  |
| 自然科学研究助成    | 17  |
| 人文科学研究助成    | 3   |
| 教育振興        | 22  |
| 社会福祉        | 6   |
| 芸術・文化振興     | 9   |
| 動植物の保護繁殖    | 1   |
| 自然環境の保全     | 2   |
| 都市環境の整備・保全  | 14  |
| 国際協力・国際交流促進 | 9   |
| その他         | 3   |
| 総計          | 113 |

（平成19年3月末現在）

## おもいやり特定贈与信託型

当社では平成18年3月より贈与・遺贈型の信託商品ラインアップを「おもいやり」シリーズと改称し、特定贈与信託<sup>※</sup>の仕組みを活用する「おもいやり特定贈与信託型」などを、障がい者への生前贈与によって経済的支援を実現する商品として積極的に受託しています。

※ 特定贈与信託：重度の障がいをお持ちの方のためにご家族などが金銭を信託し、信託銀行が定期的に金銭を交付するもの。6,000万円まで非課税。

## 有料老人ホームのデータベース整備

本格的な高齢社会の到来と要介護人口の増加にともない、民間の有料老人ホームが持つ意義はますます大きくなっています。しかし、サービスや料金などが施設によってさまざまであることに加え、

最近では介護報酬の不正請求などの問題もあるため、「どの施設を選べば良いのか」を考えるための中立で公平な判断基準へのニーズが高まっています。

こうした声にお応えするため当社は、株式会社福祉開発研究所に委託して全国の約1,400の有料老人ホームの事業内容などをデータベース化し、比較検討可能な情報として整備しました。データベースに収録する内容は、各施設の職員の配置状況や価格の妥当性などの「ソフト面」の情報や、施設の立地や設備内容などの「ハード面」の情報、事業者の財務体質などを総合評価した格付情報も含まれます。当社は、この情報をお客様に役立つ形でご提供していきたいと考えています。

### 《特定贈与信託には以下の手数料等がかかります。》

○受託者（住友信託銀行）は、収益計算期において、元本に対し年1000分の15（国債等に運用している場合は運用額に相当する元本に対しては年1000分の8）を乗じた額を信託財産の中から信託報酬として、またそれに伴う消費税及び地方消費税相当額をいただくことを原則としています。ただし、当社を受託者とする指定金銭信託受益権（合同運用一般口）又は当社の預金に運用するときは、信託報酬はいただきません。信託報酬・費用・公租公課は信託財産から支弁するものとします。

### 《特定贈与信託におけるリスクについて》

○この特定贈与信託の信託財産を国債・地方債・社債および特別の法律により法人の発行する債券に運用いたしましたときは、これら国債等の債券の価格は金利の変動等により上下しますので、信託財産の一部を金銭により受益者に交付するため国債等を中途で売却する場合に、元本欠損が生じるおそれがあります。また、これら国債等の債券の発行者の信用状況の悪化により元本欠損が生じるおそれがあります。

○指定金銭信託受益権（合同運用一般口）に運用しているときはその受託者が破綻したときは元本欠損が生じるおそれがあります。同様に、預金又は貯金に運用しているときは、当該預金又は貯金の預入銀行等が破綻したときは元本欠損が生じるおそれがあります。

### 《その他重要なお知らせ》

○特定贈与信託は実績配当商品であり、投資した資産価値の減少等のリスクはお客様の負担となります。

○特定贈与信託に係る信託契約は、信託契約に定める事由がない限り、取消も解除もできません。

### 《当社の概要》

○商号：住友信託銀行株式会社

○住所：〒540-8639 大阪市中央区北浜四丁目5番33号

## 加入者保護信託

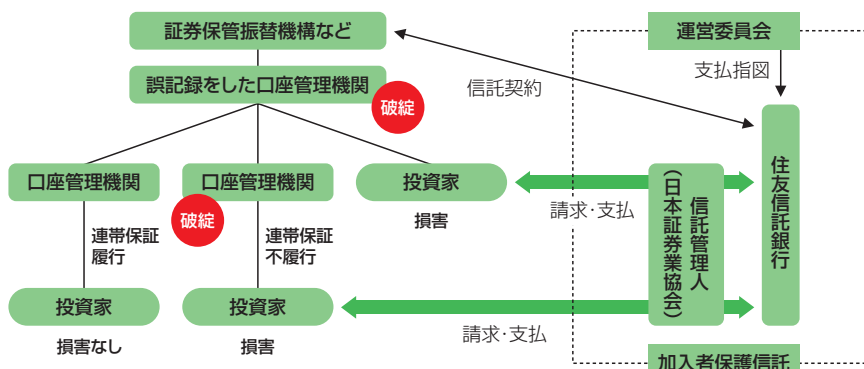
平成15年1月6日に施行された「社債等の振替に関する法律」にもとづき、ペーパーレス化の対象を国債や社債に拡大するなど、振替制度の整備がなされました。この新しい制度の下で、投資家を保護するために創設された「加入者保護信託」を平成15年1月より、当社は株式会社証券保管振替機構(委託者)から単独で受託しています。

振替制度の下では、有価証券の取引は現物証券の引渡しではなく、投資家が銀行や証券会社などに持つ口座間の振替で行われます。加入者保護信託は、この振替の際に事務ミスが発生して投資家が損害を受け、損害を与

えた金融機関が損害賠償を行わずに破綻した場合に、一定額を限度に投資家の損害を補償するもので、これにより投資家の振替制度に対する信頼を維持することを目的としています。

当社は、公益信託の受託実績や資産運用能力などが認められ、受託希望者の中から単独での受託者として選定されたものですが、この仕組みは、信託の新しい活用方法として注目されています。

## 加入者保護信託スキーム



## ベルマーク事業への支援

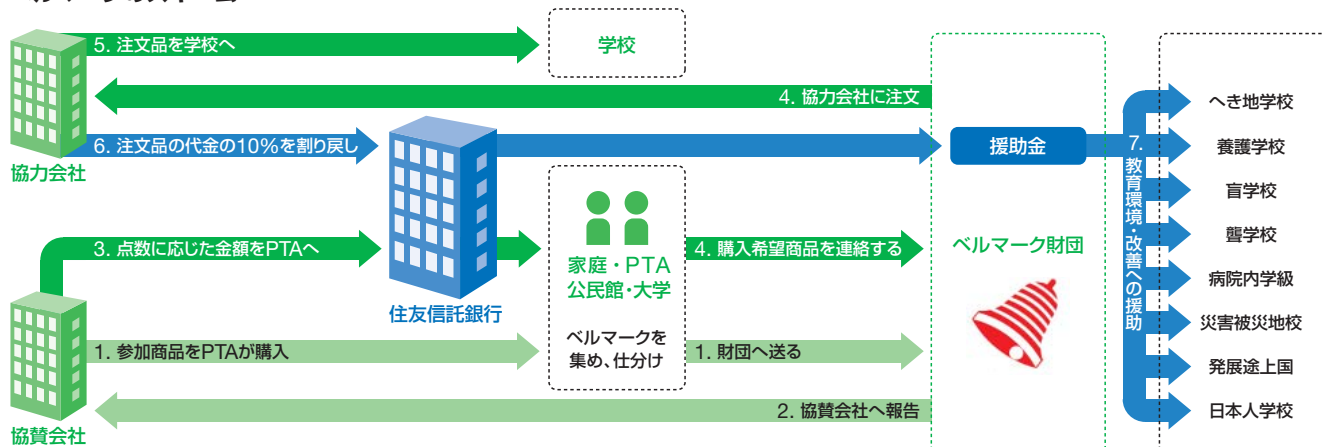
「すべての子どもに等しく、豊かな環境の中で教育を受けさせたい」との願いをこめて昭和35年にスタートした「ベルマーク運動」。当社は、このベルマーク運動において、協賛会社からPTA

への入金(下図の3.)や、協力会社から財団への援助金送金(下図の6.)などの業務を取り扱っています。

平成19年3月末現在で全国約28,000校にのぼるPTAの口座管理事務量は

膨大ですが、当社は活動の趣旨に強く賛同しており、25年前から単独でこの業務を引き受けています。なお、この他に被災地などへの援助資金の送金事務(友愛援助)も行っています。

## ベルマークのスキーム



# Path2 企業ブランドの向上

当社は、お客様満足の向上をめざす活動や社会貢献活動に真摯に取り組むとともに、ステークホルダーの皆様との対話や社内での検証を通じてその内容を常に見直し、活動のレベルアップを図っています。当社は、こうした一連の活動が、お客様にとっては当社とお取引いただくことの安心と満足に、職員にとっては当社で働くことの誇りと満足につながり、最終的には企業ブランドの向上を通じ企業価値の最大化に結びつくものと考えています。

## 当年度の進捗と成果

平成18年度は、お客様満足の一層の向上や、支店のCSR活動をさらに地域に根ざした有意義な活動とするための仕組みの強化に取り組んだ年となりました。

### CS推進部の新設

お客様からの声を広く集め、それらの声を起点として経営を改善していくための専門部署として、当社は、平成19年6月に「CS推進部」を新設しました。CS推進部は、お客様のご意見やご要望の内容を経営陣に報告するとともに、各部門の改善プランを支援します。そして、より良い商品開発・サービスの提供につなげる役割を果たしています。

### 支店のCSR活動の質をさらに高めるための取り組み

当社が本格的にCSR活動を開始した平成15年度から平成17年度までの3年間は、支店のCSR活動を推進するために、企画部社会活動統括室が中心となり、全支店に対してCSRに関する勉強会を行うなどの啓発活動を行ってきました。

このような取り組みの結果、支店のCSR活動は年々充実してきています。その地域社会にとって真に必要な社会貢献

活動とは何かを真摯に考え、当社がCSRへの取り組みを活性化するために設定している「CSR戦略予算」を申請して積極的な取り組みを進める支店の数も増えてきました（平成18年度の申請数は40件）。

こうした状況を受け、平成18年度に当社は、支店の自主的な取り組みを一層促進しつつ、さらにそのCSR活動の質を高めることをめざす新たな取り組みを開始しました。新しい取り組みの中で、社会活動統括室の専任担当者が、各支店が作成したCSR活動の長期目標、年度活動計画やCSR活動全般に関して、支店（支店長・CSR委員・CSR担当者）にアドバイスを行うことによって、支店の活動を支援しています。

### ステークホルダーとの連携の強化

ステークホルダーとの連携についても一層強化しました。従来のような支店のパネル展やセミナーの開催などにNPOの方々を「招く」活動にとどまらず、トラスト60の研究会\*では、環境団体（財団法人日本生態系協会）を招き、積極的な提言をいただくなど共同でプロジェクトを推進するという新たな連携を実施しました。

※ トラスト60の研究会についてはP.13をご参照下さい。

## Comment

### 推進責任者コメント

住友信託銀行グループは、「お客様本位No.1のトップクオリティ・トラストバンク・グループ」をめざし、お客様にご満足いただけることを第一に考え最高品質のサービス提供を追求する「CS（お客様満足）向上活動」にすべての役職員が取り組んでいます。

平成19年6月には、お客様満足の向上を追求し、当社に寄せられるお客様の声を真摯に受け止め経営改善に活かす努力を継続して実施していくために「CS推進部」を新設しました。私たちは、「お客様に向かって仕事をする。お客様の幸せをわが身のこととして考える」ことで、お客様のお力をお借りしながら住友信託銀行の職員一人ひとりの成長をめざします。CS推進活動は、住友信託銀行が社会の公器として、上質な人間関係のある、安心と信頼が確信できる地域社会づくりに貢献する、志を持った活動なのです。



矢島 美代  
CS推進部長

# お客様と住友信託銀行 ～お客様満足の向上をめざす取り組み～

当社は、「お客様との間に上質な人間関係を築き、ご満足とご信頼をいただくこと」「お客様に日々接する役職員一人ひとりが住友信託銀行の職員として品格を高め、成長すること」を目標として、継続的なお客様満足 (CS:Customer Satisfaction) の向上を図っています。

## 1. CS推進活動の仕組み

当社は、PDCA (Plan, Do, Check, Action) サイクルの構築を通じて、お客様満足の向上を図っています。当社のCS活動の起点は、お客様の声 (Check) です。

### (1) Check

各店舗に設置した「お客様の声ハガキ」、モニターを引き受けていただいた個人のお客様を対象とする定期的なアンケート (「CSモニター調査」)、法人のお客様向けの満足度調査 (「お客様アンケート」) などを通じて、より多くのお客様のご意見やご要望をいただけるように努めています。なお、平成18年度にいただいた「お客様の声」の件数は、合計150,687件でした。

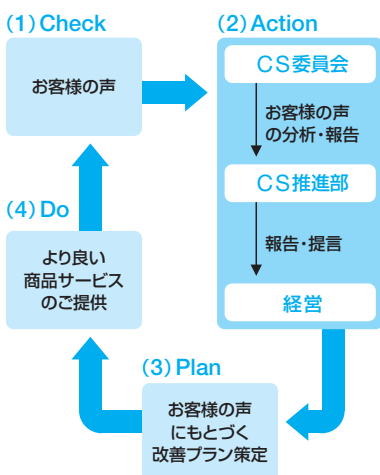
### (2) Action (3) Plan

いただいたご意見は、各部門のCS委員会で問題発生の原因を調査・分析し問題点を調査し、改善プランを具体的に策定します。CS推進部はこれを経営に報告するとともに、各部門の施策を支援します。

### (4) Do

(1)～(3)のプロセスを循環させることにより、ご意見やご要望にてお寄せいただいた事態の改善やお客様のニーズに合った金融商品の開発、より良いサービスの提供などにつなげていきます。

#### CS活動の「PDCAサイクル」



## トピックス

### CS推進部を設置

当社は、平成19年6月にCS推進部を新設しました。CS推進部はCSに関する情報や全社的な取り組み状況を把握し、統括管理部署として、これまでは足並みを揃えることが難しかった部門や支店ごとのCS推進活動を統括し、全社的に推進していく役割を果たします。

## 2. CS推進活動の成果 (具体例)

当社のCS活動は、これまでさまざまな形で実際の商品やサービスに結実してきました。以下に、その具体的事例の一部をご紹介します。

※ その他の事例については、当社ウェブサイト (<http://www.sumitomotrust.co.jp/about-us/cs/index.html>) で詳しくご紹介しています。是非一度ご覧下さい。

### 「テレビDE相談」の開始

当社は平成18年11月に、国内銀行初の、インターネットを使ったテレビ電話での住宅ローンご相談サービス「テレビDE相談」を開始しました。インターネットを通じて24時間いつでもご利用が可能で、ご来店や書類のご提出が不要\*なこのサービスは、店舗になかなか行けない方にもお気軽にご利用いただくことができます。

※ 本申込に際してはご来店および書類のご提出が必要となります。



### 店頭待ち時間短縮の取組み

当社は、ご来店時のお客様の待ち時間を短縮するため、継続的な取組みを続けています。待ち時間短縮に成果をあげた事例（例：お客様ご来店予約システムの導入）に加えてすべての店舗の来店客数や待ち時間苦情率といったデータも全店で共有しています。また、「自主診断カルテ」にもとづいて自店の対応状況をチェックする仕組みも導入しています。

### サービス介助士の活動

当社は、平成16年に大手金融機関で初めて「サービス介助士<sup>\*</sup>」を全営業店舗に配置しました。平成19年4月末現在で68名のサービス介助士資格保有者が、各店舗で高齢の方やハンディキャップをお持ちの方にも安心してお越しいただける店舗づくりに努めています。



安心のサービス  
介助マーク

※ NPO法人日本ケアフィットサービス協会が認定する民間資格。資格保有者は目の不自由な方がご来店された場合の基本的な介添えや車椅子の方の補助など、サービス業において必要な介助技能を備える。

## 3. 「感動のサービス」を提供するためのCS研修

「満足できるサービス」を体験したお客様はリピーターに、そして「感動のサービス」を体験したお客様は当社のファンになってくださいます。当社は、私たちの事業が金融「サービス」業であることを十分に意識し、「感動のサービス」をご提供できる職員を教育するためにセールススキル研修などのCS研修に力を入れています。

また、支店のロビーはCS向上の要所であることから、平成17年度よりロビースタッフの研修にも力を入れており、これまで延べ400名が参加しました。

### 他社のサービスに学ぶ研修を実施

平成17年以来当社が毎年実施しているCS研修の一つに、顧客満足度の高さで有名なテーマパークのサービスを体験して学ぶ研修があります。平成19年5月には、リテール部門の新入社員144名がこのCS体験研修を受講しました。

また平成18年8月には、CS評価の高さで有名なリッツ・カールトンホテルの高野登日本支社長を講師に招いたCS講演会を開催したほか、百貨店やファーストフード店などの視察でお客様の視点を身につける体験研修を実施しました。

### トピックス：

#### 職員教育用ビデオがITVA-日本コンテストの金賞を受賞

平成18年12月に、当社の制作によるロビースタッフ向け教育ビデオ「ロビーマン『澁澤惣一郎』ロビーレディー『真鍋友美』」が、ITVA（国際企業映像協会）※開催の「ITVA-日本CONTEST2006」で、インナー・コミュニケーション部門の金賞を受賞しました。

24年前から企業映像を対象に開催されているこのコンテストは、多くの企業が自社制作のビデオを出展し、金賞をめざしています。当社が受賞したインナー・コミュニケーション部門は社内報・教育ソフトなど組織内の人々に向けた情報発信ツールを対象とし、映像の完成度だけでなくコミュニケーションツールとしての観点から、利用環境や視聴の仕組み、達成された効果などが審査されます。当社のビデオは、ロビースタッフが見ることで自らの欠点に気がつくように作られている点が高く評価され、今回の受賞に結びついたものです。



※ ITVA (International TeleVision Association)：世界各国で活躍中の映像の仕掛人達をサポートする国連承認の団体。NGO（非政府・民間団体）形態の組織でアメリカ・イギリス・ドイツなど世界の主な国が加入している。

# With You の取組み（社会貢献活動）

当社では、全社レベル、あるいは各支店レベルで、さまざまな社会貢献活動を展開し、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様に“顔”の見える銀行になることをめざしています。当社はこのような活動を“With You”というキャッチフレーズで推進しており、ここでは、その中から最近の代表的な取組みをご紹介します。

## 全社的な“With You”

### 「60歳のラブレター」

#### 平成18年度の受賞作が決定

夫から妻へ、妻から夫への感謝の気持ちを1枚のはがきに綴る「60歳のラブレター」は、退職を迎えたご夫婦の人生の第二のスタートを応援することをめざす当社オリジナルの企画として、毎年ご好評をいただいています。7回目の開催を迎えた平成18年度も多数（7,879通）の応募をいただき、ご夫婦がこれまでの人生を振り返って改めて思うパートナーへの感謝の気持ちや、今だから言える素直な一言など、感動のメッセージが多く寄せられました。なお、受賞作を集めて出版した書籍の印税は「NHK歳末たすけあい・海外たすけあい」へ全額寄付しています。



### 全店でピンクリボン運動を実施



当社は、昨年度に引き続き、平成18年度も乳がんの早期発見や診断・治療の重要性を訴求する「ピンクリボンフェスティバル」に協賛しました。職員一人ひとりが工夫を凝らしてさまざまな啓発活動に取り組み、全社的に展開したロビー展においては、支店のスタッフが独自に作成した乳がん検診のための近隣病院の一覧などにお客様の興味が集まりました。また、啓発活動の一環である「スマイルウォーク」には、全店合計で128名が参加しました。当社は今後ともピンクリボン運動を応援していく方針です。

### 「次世代リーダー養成塾」に協賛

日本の今後を担い、世界に貢献する次世代のリーダーを育成したいという自治体首長や財界人などの志から、平成16年に開塾されたのが「日本の

次世代リーダー養成塾」（現塾長：日本経済団体連合会会長 御手洗富士夫氏）です。当社は、この設立趣旨に賛同し、開塾初年度から同塾への協賛を続けています。第3回目の開催となった平成18年度は、全国から選抜された157名の高校生と、中国・韓国・香港・タイから招待された20名の高校生・大学生が2週間のサマースクールに参加し、超一流の多彩な講師陣から日本や世界のさまざまなことについて学び、議論を深めました。当社は毎年職員を「クラス担任」として派遣しており、今回も高校生の良き先輩、良き相談相手として、大いに活躍しました。

### 「仕事の学校」に協賛

平成19年8月には、高校生や大学生に仕事とは何かを考えさせる「仕事の学校」に協賛しました。元・楽天株式会社副社長の本城慎之介氏が中心となり、17名の学生を迎えて開催された合宿形式のセミナーには、当社職員も運営スタッフとして参加しました。

### 大学・大学院における講義を通じた学術研究への貢献

当社は平成17年から、早稲田大学日本橋キャンパスにおいて寄付講座「ファミリービジネス研究講座」を設置し

ているほか、大阪大学（金利スワップレートと投資行動の実務、社会的責任投資）、慶應大学（社会的責任投資）、早稲田大学（年金運用）、日本大学（経営財務論）、九州大学／大学院（ファイナンス）、横浜国大ビジネススクール（データ分析）、立教大学ビジネススクール（機関投資家の運用）、上智大学環境大学院（環境金融）など、さまざまな大学や大学院に講師※を派遣し、学術研究に貢献しています（カッコ内は講義テーマ）。

※ 非常勤講師を含む。

### 作文コンクールへの後援



当社は平成16年度より、作文・表現教育に取り組む国語作文教育研究所（所長：宮川俊彦氏）の活動を支援しています。平成18年11月に後援した「第一回税金作文・スピーチコンクール」では、「こんな税金があったら」「こんな使い方があったら」といった自由な発想を盛り込んだユニークな作文が発表され大いに盛り上がりしました。

また、静岡県富士市、神奈川県大

和市でも地元の小中学生を対象とした作文コンクールを支援しています。

### 少年サッカー大会 「住友信託東京カップ」への協賛



当社は、東京都の小学5年生サッカー大会を平成16年度より「住友信託東京カップ」と冠して協賛し、将来を担う子どもたちの健全な心身の育成に貢献しています。財団法人東京都サッカー協会が主催するこの大会は、今回で18回目となる歴史ある大会です。約1ヵ月半をかけて都内16のブロック予選から勝ち上がってきた48チームが一堂に会した平成18年12月の決勝大会は、今回も熱戦が繰り広げられました。

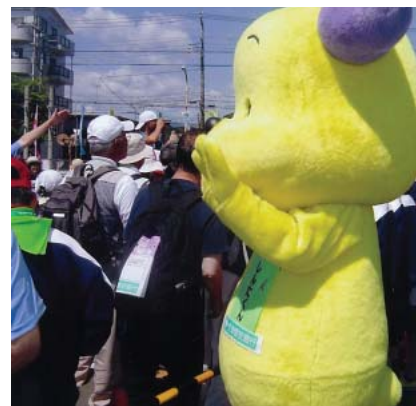
### 住友財団への支援

住友グループの諸事業の礎を築いた、愛媛県の別子銅山。平成3年、その開坑300年を記念し、社会への感謝の気持ちを表すために、当社を含むグループ各社が合同で設立したのが住友財団です。住友財団は、基礎科学や環境、文化、そして国際交流などの

各分野で、研究や事業に対して助成を行っており、当社は財団への寄付に加え、職員をスタッフとして派遣し、運営面での協力も行っています。

### 飯能新緑ツーデーマーチへの協賛

当社は、埼玉県飯能市、社団法人日本ウォーキング協会などが主催する「飯能新緑ツーデーマーチ」に協賛しています。このイベントは、例年2日間で延べ1万人以上が参加する、ツーデーマーチ（2日間のウォーキング大会）としては国内最大規模の大会です。当社は本大会への協賛を通じ、お客様の関心事である「健康」に大きく関わる活動の場をご提供できたと考えています。



### 2007「日中文化・スポーツ交流年」への支援

当社は日中国交正常化35周年を記念して実施される2007「日中文化・スポーツ交流年」への寄付を通じ、両国の交流を促進させるべく支援しています。



## 支店活動での“With You”

### 「企業の森」植栽活動 (和歌山支店)



世界遺産にも指定された熊野三山を有し、自然環境保護に力を入れる和歌山県での環境保全活動として当社は、同県が進める「企業の森」事業を活用して、日高郡日高川町に「住友信託銀行『しんたくんの森』」を開き、コナラ、ヤマザクラ、ヤマモミジなど、1,900本を植樹しました。平成19年4月には、全国の当社職員とその家族および地元関係者約100名が集まり、森林保護の大切さを学ぶとともに、すくすく成長して欲しいとの願いをこめて植栽イベントを行いました。当社は今後10年間にわたってこの森を育成し、毎年の下草刈りなどの作業には職員やその家族が参加して、地域の方々とふれあいながら環境保全活動を行う予定です。

なお、この「しんたくんの森」(0.75ha)が吸収する二酸化炭素量は、今後100年間の累計で約300CO<sub>2</sub>トンと試算※されています。

※ 平成19年4月に創設された、和歌山県独自の認証制度による試算値。

### 富士山および多摩川の清掃活動 (甲府・静岡・相模大野支店、 金融事業企画部)

当社では、NPO法人の「富士山クラブ」と連携し、甲府支店と静岡支店のスタッフが先頭に立って、全社的なボランティア活動として富士山(青木ヶ原樹海)の清掃を続けています。第2回目の開催となった平成18年9月の清掃活動には、全国の支店および部署から、昨年度を上回る134名の参加があり、約2時間の清掃で空き缶やペットボトルなど約1トン分のゴミを回収しました。

平成19年3月には、八千代銀行との業務・資本提携1周年を記念し、両社の合同行事として多摩川河川敷の清掃活動を行いました。当日は、両社合計で200名以上の職員が集い、約2時



間の清掃活動を行いました。なお、相模大野支店は、この清掃活動にご協力いただいたNPO法人「多摩川エコミュージアム推進委員会」の活動にも参加するなど、多摩川を守る活動に積極的に取り組んでいます。

### 能登の観光客誘致キャンペーンを 支援(金沢支店)



平成19年3月、石川県能登半島をマグニチュード6.9の地震が襲いました。観光収入が地元経済を支えている能登半島地域にとって、この地震は、観光客の減少という形でも大きな損害をもたらしています。

当社では金沢支店が中心となって、能登半島の観光情報を紹介するロビー展や、期間中にご預金いただいたお客様の中から抽選で能登の旅館宿泊券や特産品をプレゼントする「能登半島復興支援キャンペーン」を東京・大阪・名古屋地区の約12支店で開催し、石川県の観光客誘致キャンペーン

を支援しました。当社は、これらの活動が地域経済・社会の活性化に少しでも役立つことを願っています。

### 「ふれあいきらめきコンサート」の開催（姫路支店）



姫路支店は平成16年以来、地元の障がい者作業所の支援を続けています。より多くの方々に作業所とその製品を知っていただけるよう、その活動は、牛乳パック（作業所で制作する手漉きはがきの材料）の回収に始まり、手漉きはがきを使った絵手紙教室やロビー展、作業所製品の購入と粗品としてのお客様への配布などへと幅を広げました。

平成18年夏には、障がい者作業所の方々と地元の高校生や地元出身のバンドと一緒に演奏する「ふれあいきらめきコンサート」を主催し、200名近い方々にご来場いただきました。会場で販売した障がい者作業所の製品も飛ぶように売れて、コンサートの最後に披露した姫路支店の職員全員による手

話による歌も好評でした。当社は、このような人と人が支えあい、繋がり合うための活動を、息長く続けていきたいと考えています。

### 盲導犬の支援活動を実施（本店営業部、茨木支店）

本店営業部と茨木支店は、平成18年度に、財団法人日本盲導犬協会<sup>※1</sup>や盲導犬支援センター<sup>※2</sup>が運営し、盲導犬チャリティグッズを販売する「盲導



犬サポートSHOP」の支援活動を行いました。協会の活動を紹介するロビー展や、支店のスタッフがサポートSHOPで購入したチャリティTシャツを着用しての活動はお客様からも好評で、盲導犬支援センターからも感謝の声をいただき、活動の様子は同センターのホームページでも紹介されています。

※1 昭和42年厚生労働省の認可を受け、日本で最初に設立された盲導犬育成団体。

※2 平成16年に設立された、盲導犬育成や盲導犬使用者への支援を行う任意団体。

### イートン校の日本語講座を支援（ロンドン支店）



英国と日本の国際交流や地域社会への貢献をめざし、ロンドン支店を通じて当社は、イギリスの名門パブリック・スクールであるイートン校に100万ポンド（平成2年～6年の累計額）を寄付しました。同校はこの寄付金を基に、日本語講座を開設しています。その後同校で日本語を学ぶ学生は安定的に増加し、平成18年～19年には31名の学生が優秀な成績で日本語コースを修了しました。本講座の受講をきっかけに、引き続き大学でも日本語や日本文化の勉強を継続する卒業生もいます。当社からの寄付金は、このほかにも日本の高校との交流や日本人教師の招聘などさまざまな活動に活用され、同校からは感謝の言葉が寄せられています。

### 障がい者養護学校との交流を実施 (上海支店)

上海支店は、支店開設から2年を迎えたことへの感謝と、今後とも地域社会に貢献し、ともに発展したいとの願いをこめ、支店独自の社会貢献活動を開始しました。平成19年3月にはその第一弾として、支店最寄りの養護学校で「環境への感謝」をテーマとした交流活動を行いました。当日は、支店のスタッフが、先生方や生徒さんと協力して校庭の清掃や、日中それぞれの代表的な花である桜・桂花・茶花の植樹を行ったほか、生徒さんから日頃お世話になっている方々に贈っていただけるよう、当社オリジナルのグリーティングカードを贈呈しました。



### 子会社などの“With You”

#### 「中央区の森」への寄付を実施 (住信保証)

住宅ローンの信用保証を行う住信保証株式会社は、創立30周年を記念して、紙を多く使用し、森林資源とつながりの深い事業者として、また、創業以来本社を置く東京都中央区への感謝として、「中央区の森」へ100万円を寄付しました。同事業は、東京都中央区が、西多摩郡桧原村の民有林の一部を「中央区の森」に指定し、地球温暖化対策として森林保全活動を行っているものです。

#### 高齢者向けパソコン教室を開催 (住信情報サービス)

当社のシステム部門を支える住信情報サービス株式会社は、同社の持つ情報技術を地域に還元するCSR活動として、本社所在地（東京都府中市）で定期的に高齢者向けのパソコン教室を開催しています。平成18年には南府中自治会館ホールにて2日間の講座を開講し、自治会の高齢者約25名が受講されました。参加された方々にはわかりやすい説明だったと大変喜んでいただき、自治会から感謝状を贈られました。



#### 1,500着の衣料をアフリカへ寄付 (すみしん不動産)

不動産流通サービスを展開するすみしん不動産は、ボランティア団体「マザーランド・アカデミー・インターナショナル<sup>\*</sup>」の「1軒1箱衣料運動」（不要となった衣類をアフリカに送る活動）に参加し、平成18年11月に、女性職員の旧制服1,500着をアフリカへ寄付しました。寄付にあたっては、発送費用も同社が負担するとともに、社内で同アカデミーの運営協力のための募金も行いました。同社は今後とも、継続的に社会貢献活動を行っていく予定です。

※ 命の尊さ・等しさを行動で子供たちに伝えることをめざすボランティア団体。国連が世界最貧国と指定するアフリカ・サヘル地域（サハラ砂漠の南部の干ばつ地域）に民間救助ルートを確認し、井戸掘り・植林・学習活動・農業・救援物資配布などの活動を、日本と現地の子どもたちとともに展開している。

## 特集 2

## ステークホルダーダイアログ

## 環境問題と金融機関の役割

今回の対談は、環境問題に造詣が深い財団法人日本生態系協会事務局長の関健志さん、CSRデザイン&ランドスケープ設計事務所代表の平松宏城さん、株式会社あらたサステナビリティ認証機構取締役の寺田良二さんにお集まりいただき、環境問題の解決に住友信託銀行が果たす役割について忌憚のないご意見をいただきました。

※ 住友信託銀行からは、企画部CSR担当部長の金井司と不動産コンサルティング部不動産鑑定室・鑑定第1チーム長の伊藤雅人が出席しました。



## インセンティブを与えるのが金融機関の役割

**寺田:** 環境問題に気付いている人と気付いてない人、気付いていても行動を起こす人と起こさない人に分けた場合、やはり、気付いていないあるいは気付いても行動を起こさない人が大半です。こうした中、私達が金融機関に期待するのは、環境問題を「市場に持ち込む」役割です。便利さや経済性を優先してしまうがゆえに行動を起こさない人達の目を、環境問題に向けさせる役割を担っていただきたいと思います。

行政が音頭をとって環境や持続可能性に関することを立ち上げようと思ってもそこに人やお金が集まらない—そんな時に金融機関が“はずみ車”を最初に回す。その点、住友信託銀行は早くからこうした意識を持ち、実際に活動していますね。

**関:** 「インセンティブ」を与えるか、「罰則規定」を設けるか—資本主義経済の下で人を動かすのに有効なのは、このいずれかです。前者に関しては、金融機関に対して非常に期待しています。人々の意識を環境問題へと引っ張り上げるための仕組みを作る役目ですね。

**平松:** インセンティブとは、別な言い方をすれば「マーケットドリブン(市場主導的)」な力ですね。金融機関は市場とつながっているのでマーケットドリブンできる立場にあります。住友信託銀行は、環境格付に連動した環境配慮型住宅ローンなど、世の中の方向性を変えるかもしれない思い切った取り組みをしています。間接金融の世界において最初のはずみをつける役割を果たしていると思いますよ。

## 「想い」や「気持ち」に頼らないCSRをめざせ

**寺田:** 今後訪れるかもしれない業績が厳しい局面でもCSR活動を続けていけるか—それが住友信託銀行のCSRにとって一つの試金石になると思います。その際には、株主のために利益をあげる株式会社としての活動とCSR活動との間に生じる二律背反や、長期的に得られるCSRのメリットと短期的業績との間に生じるタイムラグなどをどのように調整するかが問題になるでしょうね。

**金井:** 株式会社として、銀行として、我々は常に取組みに優先順位を付けることを迫られます。利益面で見れば環境金融プロジェクトが必ずしも高いわけではありません。こうした中でなお環境金融を推進していくためには、中長期的にこのテーマが有望な市場になるであろうというビジョンと、それを実現していくための強い“想い”や“気持ち”が重要だと思っています。

**寺田:** CSRは確かに“想い”や“気持ち”といったエモーショナル(感情的)な部分で動くことが多い活動ですが、CSRを事業に取り込んでいる住友信託銀行としては、こうしたエモーショナルなものに頼らない方法—具体的には、CSR金融案件を選択するための計数や指標に裏付けられた「仕組みづくり」にも取り組んでいただきたいと思います。大変だと思いますが、10年後、20年後に強い企業となるためには重要なことではないでしょうか。

## 案件の本質に目を向けてより本質的な取組みを

**寺田:** 加えて、銀行にはお金を出す先のプロジェクトの本質を見極めて欲しいと思います。同じ環境金融プロジェクトでも、例えば省エネ事業とエネルギー転換事業のどちらにお金を出すか。いろいろなケースはあるでしょうが環境問題の解決に向けた本質的な重要性で見ると、私は明らかにエネルギー転換だと考えています。



株式会社あらたサステナビリティ  
認証機構取締役

寺田良二さん

**金井:** 今、温室効果ガス削減目標の達成手段として排出権取引が注目を集めています。しかし、これは一方で、省エネやエネルギー転換よりも安く簡単だという理由で企業が排出権を購入し、何の削減努力もしなくなる—というモラルハザードを起こす可能性があります。京都議定書の目標達成のためには、京都メカニズムによる排出権の活用は不可欠ですが、何が国益に適っているのかということもよく考えて対応することも、我々には求められているのだと感じています。

**寺田:** それは非常に重要な視点ですね。排出権取引は削減費用を最小化するための有用な経済的な手段ではありますが、より本質的なCSRは排出量の削減努力です。住友信託銀行がより本質的な取組みをめざすのであれば、事業活動のうえで排出権取引よりも排出削減を重視するのが、あるべき姿といえます。

**金井:** 金融機関には、その影響力が強いゆえに悪い方向を加速させる可能性もあります。ですからバックキャスティング—つまりあるべき方向を見据えてその道筋をたどるために何をするかを考えなければなりません。しかし、何が正しいかは我々自身にもよくわかっていないことが多い。こうした考え方や優先順位の付け方のヒントは、ステークホルダーの方々とのお話の中で得ています。

**関:** 正しいものはいくつもあります。相反して正しいものもあります。モノサシはたくさんありますが、最優先すべきなのは「持続可能な社会」というモノサシであり、それがCSRの真価だと思います。

## 生態系保護に関する認識は極端に低い

**平松:** 省エネやエネルギー転換もさることながら、今の環境の問題は土地の利用の問題だと私は常々思っています。「緑の廊下（緑の回廊）<sup>※1</sup>」をどうつないでいくか—不動産の環境配慮性評価に関しても、こう考えていくと、生物多様性に行き着きます。

※1 絶滅を防ぐために、生息域が孤立しないように動物たちが移動できる緑地帯でそれぞれの生息域をつなごうという活動。緑化が進められているが動物相は貧弱で数も少ない都市の問題を解決するために、バイオ廊下（動物たちの移動路）としての緑化を行い、都市の中に点在する緑や自然を連絡するとともに郊外の豊かな自然と結び、生態系ネットワークを形成することが課題とされている。

**関:** 評価基準が多様になればなるほど、それをどう総合評価するかが、難しくなります。例えば、「CASBEE<sup>※2</sup>」では、評価項目が100近くある。生物多様性の観点が重要とのお話がありましたが、断熱性はいいけれど生物多様性は0点といった場合どう考えるか。学校のテストで算数が100点、重要な国語は0点の場合、総合評価を単純に足して割って50点とすることが適切かどうか、といった問題があると思います。



財団法人日本生態系協会  
事務局長

関健志さん

※2 Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency（建築物総合環境性能評価システム）。建築物の環境性能で評価し格付する手法であり、2001年に国土交通省の主導の下、（財）建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会が開発された。

**伊藤:** 私達も、環境配慮性を何とか不動産の価値に反映させたいと常日頃考えていますが、生態系保護や生物多様性に対する認識は極端に低いですね。省エネルギーやCO<sub>2</sub>削減といったテーマは皆さん認識しているし、省エネは費用削減という効果が目に見えるので、それをすれば不動産の価値が上がると理解していただけるんですが、生態系をこ

んな形で保護していきますとか、質の高い緑地を用意しますと言ってもピンと来ないようです。

**関:** それは、私たちの力不足でもあります、「生態系」というもののわかりにくさにも起因していると思いますね。

平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）で採り上げられたのは資源の問題と温暖化、そして生態系の問題であり、ここでの署名を受けて「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が発効しています。

前者に関しては、CO<sub>2</sub>は定量化できるので削減目標を立てやすかったのですが、後者の生物多様性は定量化が難しく、今でも議論が続いています。「生態系」はシステムの問題ですから、温暖化問題もオゾン層の問題も全部入り込んでしまう複雑さがあるのです。生態系保護をわかりやすくするための指標として「生物多様性の確保」をあげたのですが、まだあまりうまくいっていません。私たちの協会ではHEP<sup>※3</sup>という評価手法を日本でも使えるよう現在開発していますが、うまく定量化ができれば、もっと対策も進むと思っています。

※3 Habitat Evaluation Procedure（ハビタット評価手続き、略称HEP）。土地などの不動産の生物多様性価値を定量化する手法。

## エリア全体の不動産価値を上げる活動を期待

**伊藤:** 金融機関の中でも、信託銀行は不動産の売買や有効活用、不動産証券化に関わり、鑑定評価もしています。その私達に期待される役割は、環境に配慮することによって生じる付加価値を正しく評価し、それを広めることだと思います。ビオトープネットワーク<sup>※4</sup>の確保もその一つになりますね。

※4 ビオトープ（生物が生きていく空間、住む場所）同士をつなげていくこと。

**平松:** そこまで行ければ非常にいいですね。「エナジースター」や「グリーンビルディングLEED認証」<sup>※5</sup>を取得した不動産を集めたREITのほうがパフォーマンスがいいことは、米国では実証済みですからね。それを日本でも、早晚実現できれば皆さんの意識がかなりドラスティック（劇的）に変わりますよ。個々のビル環境配慮性を高め、それを公園や河川敷などの公共緑地とコリドー的につなぎ、生物多様性を確保した新しい都市計画は、資産価値という経済価値に置き換

えることができるでしょう。不動産鑑定の時にこうした環境価値もどんどん含めて算出して欲しいですね。

※5 エナジースター：米国環境保護局（EPA）が推進する、電気設備の省電力化プログラム。グリーンビルディングLEED認証：Leadership in Energy and Environmental Design。環境負荷が少なくなるように配慮された建築物・開発行為に対する、米国グリーンビルディング評議会による第三者認証格付。

**伊藤:** これまでは個別の不動産（建物）の中だけで省エネなどを考えていましたが、今後は「エリア全体の価値をどうあげるか」というところから発想する必要がありそうですね。

**平松:** 住友信託銀行はSRIファンドで大きな残高を持っていますが、このSRIの投資対象選定についても、アンケートに依存するような従来の形ではなくて「次の一手」を考えてほしいですね。森林や水源を守りたいからお金を出すという、自分の貯蓄や投資資金に意思を持たせて何かに役立てたいと願う投資家はたくさんいます。現在のブルーチップ的なSRIファンドに続く「ネクストSRI」を開発して下さい。



CSRデザイン&ランドスケープ  
設計事務所代表  
平松宏城さん

**寺田:** 確かに、収益不動産だけが投資対象ではありませんね。10年後、20年後を考えれば、特に観光立国をめざそうとする日本では、何もない原生の自然が残っていること自体が価値になってくるのではないかと思います。そういう発想の自然ファンドや証券化商品があってもいいですね。もちろんこのあたりになると住友信託銀行1社でできない面も出てくるでしょうから、企業団体なども動かしていくが必要になりますが。

**金井:** 私達はまだまだ環境問題の本質に切り込みながらマーケットを作っていくうえで力不足であることは否めませんが、今後とも挑戦したいと思います。現在トラスト60という企業財団では環境問題と金融に関わる2つの研究会を開催していますが、出てきた研究内容はどんどんオープンにしていきたい、他の金融機関でも使えるようにしていくつもりですよ。

本日はありがとうございました。

# Path**3** 人材マネジメントの強化

「人」は貴重な社会資本であり、社会が持続的に発展するうえでの礎です。

当社は、人の可能性を最大限に引き出し、その成長に資するような「人材マネジメント」を通じて、当社自身の成長と企業価値の向上を実現することはもちろん、真に社会に貢献する人材を育成し、創出することによって社会に貢献していきたいと考えています。

そして、その実現のために、一人ひとりが自己実現に向けて成長できる人事制度の充実や職場環境の醸成に努めています。



## 当年度の進捗と成果

従業員と企業の双方が持続的に成長できるような人事制度や職場環境をつくるため、平成18年度は、「次世代育成支援プログラム」の実施や、「人材構築会議」の実施などに取り組んできました。

### 次世代育成支援対策推進法認定（「くるみんマーク」取得）

平成19年4月、当社は「次世代育成支援対策推進法」第13条にもとづき、行動計画の目標達成などにより「基準適合一般事業主」に認定され“子育てサポート認定事業主マーク”（愛称「くるみんマーク」）を取得しました。

「次世代育成支援対策推進法」は、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を作ることをめざして平成15年7月に成立した法律です。当社は、私たちの持続的な成長を支える人材がより実力を発揮しやすい環境をつくるため、また、企業の社会的責任として、次世代を担う子どもたちの育成に身近なところから取り組むため、従業員の出産育児を支援する制度の拡充や運用の促進を図ってきました。

具体的には、仕事と家庭との両立支援のための「行動計画※」を策定し、1.小学校就学前の子供を育てる従業員が利用できる時差出勤制度の導入、2.所定外労働の削減のた

め、早帰り月間・定時退社週間の実施などを行ってきました。

当社は今後も、従業員が仕事と家庭の両立を実現しやすい雇用環境をつくることに努めていきます。

※ 行動計画期間：平成17年4月1日～平成19年3月31日。



子育てサポート認定事業主  
マーク（「くるみんマーク」）

### 「人材構築会議」の実施

当社では、全社をあげて人材育成に取り組んでいくにあたり、平成18年度に社長、全部門長、企画部統轄役員、人事部統轄役員などをメンバーとする「人材構築会議」を新設しました。この会議では、人材育成の現状と課題を分析したうえで、若手や中堅職員の育成やOJTのあり方、マネジメントのあり方、女性のさらなる活躍など、さまざまなテーマについて個別課題への対応方針にまで踏み込んで検討しています。

平成18年度の会議で検討した事項の内、1.店部長やチーム長を対象とした「マネジメント研修」、2.「チームワーク研修」の本格展開、3.人材評価運営の一部見直し、4.新人社員教育の強化、5.中途入社社員へのサポート体制充実、6.ビジネスマナー強化など、次々に実行に移されています。

## Comment

### 推進責任者コメント

当社の競争力の源泉は、高い専門性と、幅広い能力を兼ね備えた人材そのものであり、従業員一人ひとりが、持てる能力を十分に発揮して業務に従事し、自らの成長を実感できることが、当社自体の成長につながり、ひいては、社会貢献に資すると考えています。

そのため、人材マネジメントにおいては、従業員の個性を尊重すること、従業員の自己変革を推進することを重視し、能力と個性を尊重した人材配置・人材育成プログラムの充実などに努めています。

また、職場環境については、オープンな対話を促進することで、組織力を高めるとともに、従業員が創造力を存分に活かせる自由闊達な職場環境を維持することを重視していることに加え、性別に関係なく能力や個性を活かして活躍できる職場であることをめざし、仕事と家庭の両立支援策の充実を図っています。



西野 敏哉  
人事部長

# 従業員と住友信託銀行

当社では、従業員一人ひとりが自己実現に向けて成長できる職場環境を醸成するため、フェアでオープンな人事評価制度の運用や人材育成プログラムの充実、女性の登用と支援、そしてワーク・ライフバランスの実現を可能にする多様な働き方の促進などを進めています。ここでは、こうした取組みについてご紹介します。

## 一人ひとりの力を最大限に引き出すために

### 人材に対する基本的な考え方

「銀行・信託・不動産」を兼営する業務の幅広さや専門性の高さに加え、お客様一人ひとりのニーズに的確に応えるコンサルティングや商品開発の力—当社は、こうした強みを担う人材こそが当社の経営を支える柱であると考えています。

当社は、下記の「人事制度の基本理念」、そしてこの基本理念を具体的な行動として実行していくための「人事の行動原則」にもとづき、採用から育成、配置、評価、処遇まで全てのプロセスで実践しています。

#### 人事制度の基本理念

1. 従業員一人ひとりを尊重し、「選択」の機会を拡充することにより、各人がもてる実力を存分に発揮できる場を提供すること。
2. 社外のプロと競争し打ち勝つことができる真のプロフェッショナル人材の集合体とすること。
3. 各事業部門の事業戦略・業務特性に応じた処遇、戦力計画の構築を進めていくこと。

## 従業員のキャリア形成と人材育成のステップ

### 人材育成フロー



#### 人事の行動原則

##### 1. 「個」を尊重する

住友信託銀行は、従業員個々人の自律的なキャリア形成を積極的に支援するとともに、能力と個性を十分に尊重して最適な人材配置を行い、一人ひとりを良く見て指導育成することによって、個々人の能力を最大限に発揮させる。

##### 2. 自律と挑戦を促す

住友信託銀行は、従業員一人ひとりの自律と挑戦を積極的に支援することによって、

- お客様に最大の付加価値を提供することに対して強い自負と誇りを持ち、
- 会社のビジョンと戦略を正しく理解・納得したうえで自分の役割をきちんと認識し、
- 結果が出るまで諦めず、結果を出しても驕らずチャレンジし続ける

「プロ人材の集合体」であることを目指す。

##### 3. オープンで双方向なコミュニケーションを奨励する

住友信託銀行は、「組織の壁」「上下関係」といった「立場」を越えて結束・協力し合う風土を構築するため、一人ひとりのオープンで双方向なコミュニケーションを奨励する。

##### 4. フェアな評価とフィードバック

住友信託銀行は、従業員一人ひとりの業績と能力をフェアに評価するとともに、納得感のあるフィードバックを徹底的に行うことにより、新たな成長に向け動機付ける。

## 1. 募集・採用

当社は、インターネット経由で情報収集や就職活動をする就職希望者の増加に対応するため、平成18年10月に新卒向けの採用ホームページを全面刷新しました。

新しいサイトでは、各事業部門の仕事をわかりやすく説明しているほか、職員のインタビューや人事部スタッフのウェブログ(ブログ)を掲載するなど、当社の仕事やそこで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。

平成19年の採用活動では、このサイトを活用してエントリーした人数が約3万人となるなど、早くも成果をあげています。

また当社では、専門性の高い業務も含めて経験者の採用(中途採用)を積極的に実施しています。平成18年度は、リ

テール部門の資産運用コンサルティングの業務などを中心に、年間合計で367名の採用を行いました。

なお当社では、学生向けに短期インターンシップを開催していま

す。平成18年度は、各事業部門が独自にプログラムを設定して計317名の大学生・大学院生を受け入れ、学生の皆さんに仕事の現場を実感していただきました。



当社の採用ホームページ

## 2. 人材配置

### キャリアパスの選択

当社は、入社時にキャリアパス(職務経験)の枠組みが事実上決まっていた従来の「職掌制度(総合職・一般職など)」を廃止し、平成15年10月から、自らの主体的意思

とコミットメント(約束)によって柔軟にキャリアを選択することが可能な「キャリア制」を導入しています。

### 各キャリアと役割など

| キャリア名                | 事業部門     | 将来に期待される役割      | 勤務地             |
|----------------------|----------|-----------------|-----------------|
| Pキャリア(プロフェッショナルキャリア) | 特定しない    | 全社・部門の経営を担う     | 特定しない(隔地間転勤あり)  |
| Dキャリア(ディビジョンキャリア)    | 原則として特定※ | 特定の部門または全社経営を担う | 部門により異なる        |
| Eキャリア(エキスパートキャリア)    | 特定しない    | マネージャークラス       | 特定(原則として採用店部周辺) |

※ 本人のキャリアパスの観点から、所属事業部門への復帰を前提に、一定期間他の事業部門に異動することはあります。

### 職群制度

当社は、従業員を業務能力レベルに応じて4つの職群(アシソシエイト、マネージャー、リーダー、シニアリーダー)にランクする全キャリア共通の制度を設け、これにより年齢や性別に左右されない実力本位の自由な競争を促進しています。

### 業務公募制度

従業員自身のより主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、業務公募制度を設けています。これは、希望者が人事部に直接応募し、選考を通過すれば実際にその業務・部門に異動できる制度であり、年2回実施しています。この3年間の採用実績は約150名に達しています。

### 業務公募制度利用実績

|          | 応募件数 | 採用者数 | 採用率 |
|----------|------|------|-----|
| 平成16年度実績 | 71名  | 44名  | 62% |
| 平成17年度実績 | 96名  | 55名  | 58% |
| 平成18年度実績 | 77名  | 44名  | 58% |

### 3. 教育・能力開発

#### 研修制度

当社では、OJTによる人材育成を基本としていますが、合わせて業務スキルやマネジメント能力の向上を目的とした集合研修などの教育プログラム拡充にも力を入れています。

平成18年度は、組織力のさらなる強化の観点から、店部長やチーム長クラスを対象とした「マネジメント研修」、チーム単位で参加しビジネスゲームやディスカッションなどを通じてチームワークとリーダーシップを学ぶ「チームワーク研修」を新設しました。加えて、新人社員研修も、カリキュラムを大幅に拡充しコンプライアンス（法令等遵守）や銀行員としての基礎知識などの強化を図るなど内容の充実に努めています。

なお、このような全社レベルの研修とは別に、リテール部門の「リテール・オープン・アカデミー」や受託事業部門の「スキルアップ研修」など各事業部門においても独自の研修を行っています。

### 4. 評価

#### 人材評価制度と登用

当社における人材評価制度は、「自律的なキャリア形成と絶え間ない自己変革を進める従業員の集合体でありたい」との思いから、平成9年より「本人参加型」にしています。

人材評価上のポイントは、(1) 公正な評価にもとづき、役割・成果に応じた処遇を決定する、(2) 評価時点における各人の状況・レベルを客観的・的確に把握し、今後の育成に役立てる、(3) 従業員の業務遂行の評価を、会社・部門・店部・室課・チームの業務運営方針・課題・目標と密接に関連付ける、(4) 加点主義による評価を徹底する、の4点です。

#### 人材評価と育成の「PDCA」サイクル

当社は、「自ら進んで課題をコミット（約束）し、創意工夫して課題達成に向けて活動し、達成できなかった場合は真摯にその結果を受け止めて次に活かす」という当事者意識・責任感を高めるため、

Plan（計画）： 期初に本人がその期に取り組む課題を設定し、上司とすり合わせる

Do（実行）： 課題達成に向けて本人は創意工夫して活動し、上司は必要に応じて支援する

Check（評価）： 期末に、本人が課題達成状況を振り返り、それをベースに上司が評定する

Action（改善）： 評定結果と理由を上司から本人にフィードバックし、翌期につなげていく

という「PDCAサイクル」を実践しています。

### 働きやすい職場環境づくりの推進

#### ワーク・ライフバランス向上に向けて

当社は従業員が安心して働き、仕事と家庭を両立していくことのできる職場環境づくりにも力を入れています。従業員自身に病気や事故など、万が一のことがあった場合の長期傷病休暇や休業補償などだけでなく、さまざまな制度で支援しています。

出産・育児については、最長で約2年間の育児休業や、小学校入学前までの時差出勤を認めることなどにより、安心して子育てができる環境を整えています。平成18年度は、42名の従業員が育児休業を取得しました。

また、介護が必要な家族がいるケースでは、最大1年間の介護休業制度を設けており、従業員の家族にも配慮しています。

#### 労働環境の改善に向けて

当社では、従業員および家族の健康、ゆとりと豊かさの実現をめざして、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。

H18年4月からは職場環境改善に関する運営をスタートさせており、業務効率化と時間管理を徹底することでの時間外労働の削減を進めています。

また、長期休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間の実施などにより総労働時間の縮減に努めています。

## 従業員の健康管理

当社では従業員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に、健康管理責任者や産業医・衛生管理者（衛生推進者）\*を設置してきめ細かい健康管理指導を行っています。また、年に1回は定期健康診断（全従業員対象）や人間ドック（店部長対象）を実施し、従業員およびその家族に対しても、住友信託健康保険組合を通じて人間ドックの受診補助を実施しています。

さらに、当社東京診療所などにおいてメンタルカウンセリングタイムを設けているほか、住友信託健康保険組合では電話による無料健康相談なども実施しています。

※ 産業医や衛生管理者は従業員50人以上の事業所に、衛生推進者は従業員50人未満の事業所に置かれています。

## 人権啓発

当社は、社長を委員長とする「人権啓発委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。研修は階層別と全従業員向けとに分かれており、いずれも人権に関する「知識」と「意識」の両面を向上させる内容の研修を最低年2回受講できるようになっています。

当社は、この活動を通じて従業員一人ひとりが個性を尊重し合い、人権尊重の考え方を職務遂行上の拠り所にする企業風土の醸成に努めています。

## 多様な人材が働ける職場とするために

### 女性の登用と支援

当社は、「従業員一人ひとりが性別に関係なく、能力や個性を活かして活躍できる企業」をめざし、管理職登用に関しても能力本位で決定しています。平成19年3月末現在、当社の従業員に占める女性の割合は49%であり、女性管理職は55名（支店長2名を含む）となっています。

また、仕事と家庭の両立支援の観点から、出産・育児・介護などのライフイベントに応じて柔軟な働き方を選択しやすい各種制度の整備と職場風土の醸成を進めています。

## 障がい者の雇用

当社の障がい者雇用率は、平成19年6月1日現在で、1.84%と前年同時期に比べ0.07ポイント改善し、法定雇用率（1.80%）を達成しています。また、平成18年度平均値でも法定雇用率を上回る1.93%となっています。

当社では、今後もより一層障がい者の方にご活躍いただける環境づくりをめざし、年間を通じて積極的な採用活動を実施することで、1.80%を超える水準を確保していく予定です。

### 障がい者雇用率の推移

|              |       |
|--------------|-------|
| 平成16年度実績（通年） | 1.99% |
| 平成17年度実績（通年） | 1.90% |
| 平成18年度実績（通年） | 1.93% |

## 従業員の状況

|        | 平成17年3月31日 | 平成18年3月31日 | 平成19年3月31日 |
|--------|------------|------------|------------|
| 従業員数   | 4,991人     | 5,230人     | 5,609人     |
| 男性     | 2,654人     | 2,762人     | 2,890人     |
| 女性     | 2,337人     | 2,468人     | 2,719人     |
| 平均年齢   | 38年 9月     | 38年 7月     | 38年 5月     |
| 男性     | 40年 9月     | 40年 7月     | 40年 8月     |
| 女性     | 36年 5月     | 36年 4月     | 35年11月     |
| 平均勤続年数 | 11年 9月     | 11年 3月     | 10年10月     |
| 男性     | 13年 1月     | 12年 8月     | 12年 5月     |
| 女性     | 10年 3月     | 9年 9月      | 9年 2月      |

（注） 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示。  
2. 従業員数には、臨時雇員および嘱託計（平成17年3月31日：72人、平成18年3月31日：83人、平成19年3月31日：85人）を含まない。

# Path4 コスト管理・削減

当社は、「Path1」でご紹介したように、金融機能を活用した環境問題への貢献（「環境金融」）に力を入れているほか、自社においても、省エネ・省資源活動を促進しています。

省エネ・省資源はコストの削減につながります。また、備品の調達先などをCSR的な視点で選別することは、サプライチェーンに関わるさまざまなリスクを回避する効果もあります。こうした活動を通じて企業価値の向上をめざすのが「Path4」のCSR活動です。



## 当年度の進捗と成果

平成18年度に、当社は、これまでに取り組んできた環境配慮活動を引き続き推進するとともに、これらをより組織的・計画的かつ検証可能な活動へと発展させるために「ISO14001」の取得をめざすことを決定し、「ISO14001取得準備委員会」を設置しました。

### ISO14001取得準備委員会の設置について

当社はこれまでもさまざまな環境配慮活動を行い、一定の成果をあげてきました。しかし、環境配慮活動への計画的な取り組み—すなわち、環境配慮事項の調査から改善活動の目標の設定や実施計画の立案、そして実施とその結果の見直し—といった活動は、十分になされていませんでした。

そこで当社は、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の取得を目標に据え、活動を開始しました。ISO14001は、環境負荷の低減を目標としてマネジメントシステム(管理の仕組み)を標準化します。具体的には、

1. 管理を行う対象を決める(例えば紙・電気・水の使用量、環境貢献商品の普及)
2. 対象の方向性として目標を定める(例えば紙の使用量を10%削減)

3. 目標達成ができるような計画(Plan)・実行(Do)・確認(Check)・見直し(Action)の活動を行う

4. 1.~3.を繰り返し行い、目標の達成をめざすといったことを行います。すなわち、ISO14001の導入は、中期的な観点で全体計画をもった環境に対するPDCAサイクルを運営する体制を構築することにつながります。

当社では、「ISO14001取得準備委員会」を組成して平成18年度に検討を開始し、平成19年度に入って「ISO事務局」を設置して、ISO14001の取得活動を本格的に開始しました。まずは、第一弾の活動として、電算機などのエネルギー消費の多い府中ビル、千里ビル、および、本部各部が多数入居する予定の新拠点サウスタワーの3拠点を対象に認証取得活動を行う予定です。また、PDCAサイクルの運営に



府中ビルにおけるISOについての研修の様子

あたっては、環境活動管理の知識・ノウハウを有する人材による活動確認が求められますので、環境に関する社内教育も平行して進めていく予定です。

## Comment

### 推進責任者コメント

私たちは金融機関としてサービスを提供する活動の中で、周囲の環境に何らかの影響を与えています。サービスを提供する中で資源やエネルギーを消費し廃棄物を発生させています。こういった点から地球環境問題に取り組むことは企業としての重要な社会的責任となっています。当社はすでに省エネ、廃棄物削減、環境保全などの活動や環境をサポートする商品を提供しています。しかし組織的に、継続的にこの社会的責任を果たそうとするならば、ISO14001の仕組みを取り入れることが効果的であり、環境に貢献する企業として認められることとなります。仕組みを作り上げ維持していくためには全社的な活動が必要になります。地球環境維持のためにも一人ひとりが自覚を持って活動にあたっていきたいと思います。



吉田 壮一  
総務部 主任調査役(ISO事務局)

# 活動の紹介

当社は、平成17年5月に制定した「環境方針」の中で、「オフィスにおいては、省資源、省エネルギー、グリーン調達などの環境配慮を常に心がける」と定め、環境負荷の軽減に取り組んでいます。ここでは、こうした取組みの一部についてご紹介します。

## 環境方針

私たちは「社会活動憲章」を基本理念として、下記の環境方針に沿った取組みを実践します。

1. 「持続可能な社会の実現」、「地球環境の保全」のために自ら何ができるかを考え、行動する
2. 投融資の対象の選定、金融商品の開発においては、環境問題に資するべく最大限努める
3. オフィスにおいては、省資源、省エネルギー、グリーン調達などの環境配慮を常に心がける

## オフィスにおける環境配慮活動

### 「チームマイナス6%」への参加

当社は、平成17年7月から環境省が提唱している地球温暖化防止活動である「チームマイナス6%」運動に参加しており、平成18年度もクールビズを徹底しました。

## 環境パフォーマンス

当社グループでは、平成15年度より、拠点ビルを中心に「3R (Reduce Reuse Recycle)」活動を行い、資源の使用量(インプット)としての資源の消費削減や、環境負荷源の排出量(アウトプット)、すなわちごみ、環境汚染物質の排出の削減を行っています。平成18年度のエネルギー使用量は、人員増加や設備増設、乗用車保有台数増加により電力、ガソリンが前年比それぞれ0.6%、3.4%増加となりましたが、ガスは2.6%削減となりました。

紙類使用量については、今年度より内訳に封筒封入物量の項目を新設したため6.0%増加となっています。また、排出量は書類削減活動に伴う廃棄などにより0.7%増加しています

が、再利用率は4.0%、リサイクル率は3.1ポイント増加しました。

その他廃棄物排出量は11.4%の削減となり、それにより再利用率も24.0%減少しました。今後も分別収集の促進、再利用のさらなる徹底が必要となっています。なお、平成18年度に環境関連法令の違反はありませんでした。

## 環境パフォーマンス

| インプット              | 使用量(平成18年度)           | 増減(前期比) |
|--------------------|-----------------------|---------|
| エネルギー使用量           |                       |         |
| 電力                 | 41,327,420kwh         | +0.6%   |
| ガス                 | 894,668m <sup>3</sup> | -2.6%   |
| ガソリン <sup>※1</sup> | 573,756L              | +3.4%   |
| 水使用量               | 105,929m <sup>3</sup> | +3.9%   |
| 紙使用量 <sup>※2</sup> | 661,206kg             | +6.0%   |
| うち再生紙              | 458,706kg             | +18.7%  |

| アウトプット                 | 排出量(平成18年度) | 増減(前期比)  |
|------------------------|-------------|----------|
| 紙排出量                   | 970,541kg   | +0.7%    |
| うちミックスペーパー             | 354,336kg   | +6.8%    |
| 再利用率                   | 944,570kg   | +4.0%    |
| (リサイクル率)               | 97.32%      | +3.1ポイント |
| その他廃棄物排出量              | 298,652kg   | -11.4%   |
| 再利用率 <sup>※3</sup>     | 30,149kg    | -24.0%   |
| (リサイクル率) <sup>※3</sup> | 10.10%      | -1.7ポイント |

※1 営業拠点も含めた当社全体(国内)の使用量。

※2 コピー・ファックス用紙、コンピューター用紙、トイレットペーパー、名刺、封筒を対象とする(一部本部ビル以外での使用分も含む)。

※3 一部再利用率の把握できていない廃棄物あり。

●集計範囲：当社および当社グループが使用している本部ビル(6棟)  
(但し、ビルによっては、一部計数を把握できていない項目あり)。

●集計期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日

## 低公害車の導入を促進

当社が保有している営業活動時に使用する乗用車641台のうち、626台は環境にやさしい低排出ガス車認定制度の認定車であり、低公害車採用率は97.7%(平成19年7月現在)に達しています。これらは平成17年基準の低排出ガス認定車であり、省エネルギー法における平成22年度燃費基準を達成した車種を採用しています。

## 低公害車の導入実績

|         |       |
|---------|-------|
| 保有台数    | 641台  |
| うち低公害車  | 626台  |
| 低公害車採用率 | 97.7% |

## ペーパーレスの推進

当社は、業務フローの見直しやインフラ整備を通じたワークスタイルの変革と、紙使用量の削減（ペーパーレス）を推進しています。平成18年度には、従来紙ベースで支店に送っていた帳票類の電子化に着手し、平成19年8月までに年間A4サイズ・約551万枚分（標準木\*換算で415本分）の紙消費量に相当する459種類の帳票の電子化を達成しました。今後は、紙文書の電子化を全社に広げていく予定です。

※ 標準木とは高さ8m、直径14cm、20年生の杉を指します。

## 購買ポリシーの制定

CSRやコンプライアンスなどの多面的な視点を取り入れた購買活動を行うため、当社は、平成19年3月に(1)価格・品質や納期に加えて企業姿勢なども評価した購買先選定、(2)購買に際して遵守すべき倫理や情報管理、(3)環境負荷の継続的低減に寄与する商品や購買方法の優先、などを定めた「購買ポリシー」を制定しました。

## コラム：越谷支店の取り組み

越谷支店では、全社で活動している環境配慮活動に加え、“もっと身近に出来る環境活動を!”をテーマに支店全員で、下記のような取組みを進めています。こうした活動が評価され、平成18年11月に越谷支店は、越谷市の金融機関として初めて「越谷市環境大会2006」において「越谷市環境事業者賞」を受賞しました。当日は越谷市長をはじめ来賓の方々の前で環境配慮に対する活動の発表を行いました。



越谷市環境大会2006におけるプレゼンテーションの様相

### 越谷支店の環境配慮活動

#### 1. エコこしがや10項目

- (1) 不要な照明のスイッチを消す
- (2) 両面印刷の徹底や使用済み用紙の裏紙を再利用する
- (3) 電子メディアの利用などによりペーパーレス化を心がける
- (4) 使用する洗剤は、せっけんや無りん洗剤を使う
- (5) “水流し音発生器”を使用し、トイレ用水を節約する
- (6) 用紙の使用にあたって、再生パルプの使用率や白色度を考慮する
- (7) 再生材料から作られた製品を優先的に購入し、使用する
- (8) 原料・材料は可能な限り、再生資源や廃棄物として処理が容易なものを使用する
- (9) お客様などに対して、情報提供や啓発活動を行う
- (10) 空ぶかしや急加速はしないエコドライブを徹底する

この他にも、“わたしのエコ宣言”と題し、支店内の職員一人ひとりが絶対に守るという項目を1つ宣言し、環境保全の意識向上に努めています。

#### 2. 「ECOこしがや環境ファミリー宣言」普及サポート

「ECOこしがや環境ファミリー宣言」の趣旨に賛同し、地元金融機関として普及に努めています。お客様のお申し込みを取り次ぎ、その際にエコグッズをプレゼントしています。

※ 「ECOこしがや環境ファミリー宣言」

市民が家族単位で環境にやさしい行動（省エネ・リサイクル・緑化など）の実践を宣言するもの。越谷市環境推進市民会議と市の協力で運営していて、申請をすると環境ファミリー宣言登録証が渡される。

#### 3. 「オフィスペーパーリサイクル越谷」へ参加

オフィスから発生する廃紙を回収し、トイレトーパーなどを作るサークル“オフィスペーパーリサイクル越谷”に参加し、使えなくなったパンフレット、目論見書などのリサイクルに取り組んでいます。

#### 4. 打ち水大作戦

8月の毎営業日の13:00～14:00に、給茶機などから出る二次利用水を使用して、店舗前で打ち水を行いました。

# Path5 **リスク管理の強化**

法令や社会的規範の遵守、個人情報保護などによって企業価値の低下を防ぐことは、ステークホルダーの皆様に対して企業が負うべき最低限の責務です。当社は、これらに加え、多様化・複雑化する業務に伴うさまざまな事業リスクに対応する内部統制システムおよびコーポレート・ガバナンス体制を構築し、リスク管理を強化しています。

## 当年度の進捗と成果

信託の根本理念である「信任と誠実」、「信用を重んじ確実を旨とする」住友の事業精神—当社は、創業以来掲げているこれらの経営理念の下でコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その充実に努めています。平成18年度は、下記のような取組みを通じて、リスク管理やコンプライアンスを含む全社的なガバナンス体制を一層強化しました。

### 1. 「内部統制システム構築の基本方針」と各種方針制定

当社は、(1)コンプライアンス(法令等遵守)、(2)お客様の保護および利便性向上の徹底、(3)各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立、(4)自己資本管理、(5)内部監査の5領域を内部統制の範囲と定め、平成19年3月には、「内部統制システム構築の基本方針」と、(1)～(5)のそれぞれについて適切な経営管理の下で業務の健全性および適切性を確保するための管理方針を定めました。当社はこれらの方針に則って各管理態勢の整備・確立を図り、その継続的な強化に取り組んでいます。

### 2. 「バーゼルⅡ」への対応

平成19年3月末のバーゼルⅡ(銀行の自己資本の充分性を検証する国際基準。従来のBIS規制を見直した新しい枠

組み)導入に備えて、「バーゼルⅡ対応推進委員会」を設置し、金融機関の直面するリスクをより厳密に評価するためのリスク計測手法の高度化や、各種管理態勢の強化に取り組んできました。

### 3. コンプライアンス態勢の強化

信託法・信託業法の改正や金融商品取引法の導入、あるいは各種検査マニュアルの制定・改訂など、当社の根幹事業である銀行業務・信託業務について新たに導入される法令や規制の枠組みに対応した的確な業務運営を確保するため、「規制対応推進委員会」を設置し、子会社・関係会社を含む当社グループ全体でコンプライアンスやリスク管理態勢の一層の高度化を進めてきました。

当社は、こうしたリスク管理強化を通じて整備した新たな推進体制を自らの成長モデルのベースに織り込むことにより、長期にわたって当社の企業価値を高めるとともに、当社が持続的な成長を実現するための付加価値の源泉として活用していきます。

## Comment

### 推進責任者コメント

当社のCSRの基本スタンスと職員の心得を示した「社会活動憲章」では、「私たちは、良き企業市民であるために、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守し、社会の重要な構成員としての責任を全うします。」と宣言しています。これは、コンプライアンスがCSR活動を進めていくうえでの基本になるとの考えにもとづいたものです。

当社は、このような考えにもとづき、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいるところです。コンプライアンスは最前線まで浸透させることが重要となります。このため、例えば、お客様への適切な勧誘が行われるように、具体的な勧誘ルールを定めて営業現場を指導するとともに、責任者によるチェック態勢を構築しています。また、e-ラーニングを用いた確認テスト付の各種研修により、一人ひとりへの浸透を図っています。



加地 伊和男  
コンプライアンス統括部  
コンプライアンス室長

# 主要なリスクとその取組み方針

金融商品・サービスの進化や事業環境の変化に伴い、金融機関がマネージすべきリスクは一段と複雑化・多様化しており、平成19年3月末からは従来の自己資本比率規制が「バーゼルⅡ」体系に移行するなど、リスク管理の一段の高度化が強く求められています。

当社は、業務の特性に合わせたリスク管理態勢の高度化を経営の最重要課題に位置付け、リスク・カテゴリー（リスク区分）ごとに適切なリスク管理が実行できるように、取組み方針や権限、組織体制、管理プロセスなどを明確化し、リスク管理の充実を図っています。

## リスクの種類とその対応

当社では、経営上抱えるリスクを損失の要因別に、信用リスク、市場リスク・流動性リスク、オペレーショナルリスクの3つに区分し、それぞれのリスクの性質に合った管理を行っています。

また、自己資本管理の新しい枠組みである「バーゼルⅡ」では、リスク計測の一層の精緻化や管理の高度化を求めており、当社も、これを踏まえて、従来から構築してきた内部管理態勢のさらなる高度化に努めています。

### 信用リスク

信用供与先の財務状態の悪化などによって、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失して当社が損失を被るリスクです。信用リスク管理にあたっては、リスク量の正確な算定やリスクの変動、リスクに見合うリターン適用などに留意しつつ、経営体力に見合う範囲で引き受けています。

### 市場リスク・流動性リスク

金利や株価、為替など金融市場要因の変動により、当社の資産・負債価値が変動したり、資金調達に問題が生じたりするリスクです。市場リスク管理にあたっては、過去の市場変動実績から予想される最大損失額の計算やシミュレーションの実施などにより、リスクを一定の範囲に保つよう努めています。

### オペレーショナルリスク

当社の内部の業務プロセスや役職員の行動、人材の配置、システムなどが不適切であることから生じる損失に係るリスクであり、事務リスクや情報セキュリティリスク、コンプライアンスリスク、人的リスク、イベントリスク、そして風評リスクなどが該当します。オペレーショナルリスクの管理にあたっては、発生を極力抑える「予防的管理」と、万一事態が発生した場合に迅速かつ適切な措置を行う「事後的管理」の両面から対策を充実し、リスク量を極力抑えるよう努めています。

## リスク・カテゴリー

| <div> <div> (全てのリスク・カテゴリーを総体的に評価するリスク管理)</div> <div> 統合的リスク管理<br/> (VARを統一尺度とする定量的なリスク管理)</div> </div> | リスク・カテゴリー   | リスク管理部署                | リスク説明                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                        | 信用リスク       | リスク統括部                 | 信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク                                               |
|                                                                                                        | 市場リスク       | リスク統括部                 | 金利、株式、為替などの価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスク                                       |
|                                                                                                        | オペレーショナルリスク | リスク統括部                 | 業務の過程、役職員などの活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（以下の事務リスク～風評リスクを含む）                                |
|                                                                                                        | 事務リスク       | 業務管理部<br>(うち 内部不正は人事部) | 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク                                                              |
|                                                                                                        | 情報セキュリティリスク | 業務管理部                  | 情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理などに起因し、当社の情報および情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれるなどにより損失を被るリスク                    |
|                                                                                                        | コンプライアンスリスク | コンプライアンス統括部            | 内外の法令・規制・社会規範の遵守を怠ったため罰則またはクレーム・訴訟を受ける、および、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如など、契約上の障害により取引を完了できなくなるなどにより損失を被るリスク |
|                                                                                                        | 人的リスク       | 人事部                    | 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇などの問題）、ハラスメントなどの問題により損失を被るリスク                                                    |
|                                                                                                        | イベントリスク     | 総務部                    | 自然災害・戦争・犯罪など、非常事態の発生により損失を被るリスク                                                                        |
|                                                                                                        | 風評リスク       | リスク統括部                 | マスコミ報道、風評・風説などにより当社および子会社などの評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク                                   |
|                                                                                                        | 流動性リスク      | リスク統括部                 | 運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出などで必要な資金確保が困難になるリスク                                                            |

リスク管理についての詳細は2007年度版ディスクロージャー誌をご覧ください。

# コーポレート・ガバナンスとリスク管理体制

当社は、コーポレート・ガバナンスを、「より効率的で透明な経営を通じて当社が持続的な成長・発展を遂げるために、経営上の意思決定・執行・監督に関わる仕組み」と位置付け、その充実に努めています。また、リスク管理を含む内部統制の仕組みをガバナンス体制に組み込むことにより、経営に関わるリスクの低減とリスク発生時の迅速かつ適切な対応を推進しています。

## ガバナンス体制

当社では、執行役員制と事業部制を導入し、業務上の意思決定と業務執行の迅速化を図っています。

取締役会は月1回以上開催し、経営方針を含む重要な業務執行を決定するとともに、取締役・執行役員の職務の執行を監督します。また、リスク全般の管理に関する各種方針および計画の策定と周知、管理・報告態勢の構築と権限付与なども行います。

経営の意思決定迅速化のため、取締役会の下には週1回開催の経営会議および週1～月1回開催の各種審議会※を設置しています。経営会議は、経営方針に関する事項や個別重要事項を審議・決定するほか、取締役会の定めた方

針に従って、リスクに関する規定の承認や態勢整備を行います。一方、各種審議会は、事業戦略やリスク管理などに関する重要事項を審議・決定しています。

また、経営管理各部内の独立部署として、リスクの正確な認識や継続的な評価、適切な管理・運営ならびにコンプライアンス態勢の整備などを行うリスク管理部署を設置しています。

※ ALM・投融資・受託財産運用など。

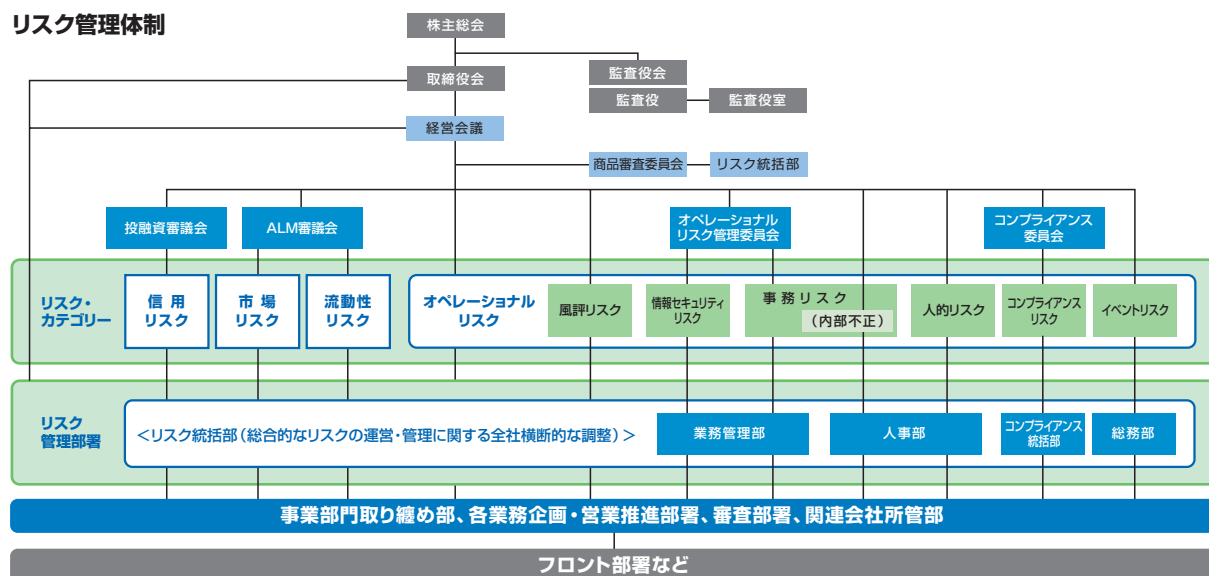
## 監査体制

当社は監査役制度を採用しています。監査役制度と内部監査・監査法人による監査を合わせた三様監査体制の下でその連携の強化に努めています。

監査役5名のうち過半数にあたる3名は社外監査役です。社外監査役には商法や金融機関の経営・業務に詳しい法律家を2名、異業種企業出身から1名を選任することで、専門的かつ多角的な視点での監査を実施しています。

内部監査についても強化を図っています。内部監査部署（業務監査部）は、取締役社長直轄の組織として、業務執行に係る部署から独立した立場で、経営の諸活動状況や監査結果について、適時適切に取締役会へ報告しています。

## リスク管理体制



業務監査部（内部監査部署）

# コンプライアンス

コンプライアンスは、当社グループの役職員一人ひとりが「あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守するとともに、人権を尊重し、倫理にもとることなく、誠実かつ公正に行動する」(当社「倫理憲章」より)ことによって実践されます。そこで、当社では一人ひとりのコンプライアンス意識の向上と実践の徹底を図るため、社内ルールやマニュアル、コンプライアンスチェック／推進体制などのコンプライアンス環境を整備しています。

## 現場におけるコンプライアンスの推進

現場でコンプライアンスが着実に実践されるよう、当社は、本部および国内外の全店部に業務運営の第一次チェックを行う店部コンプライアンス・オフィサー(コンプライアンス担当者)を任命し、日常的なモニタリングを実施しています。

本部が主催する集合研修・e-ラーニング研修に加え、店部でも自主的なコンプライアンス研修を随時開催しています。研修では、行動規範を定めた「コンプライアンス行動基準」などの基本事項や、コンプライアンス意識の向上、業務において遵守すべき具体的事項について徹底を図っています。平成18年度は、営業店を直接指導する部署をコンプライアンス統括部に統合し、営業店へのきめ細かい指導強化などの取組みを行いました。



店部におけるコンプライアンス研修の様子

## コンプライアンス推進体制の全体像

コンプライアンスの推進体制は、当社の内部統制システムの中核をなすものです。

全社の体制整備や推進活動など、コンプライアンスに関する年間の実践計画や関連規程の整備および研修などの諸施策は、コンプライアンス統括部が担当し、一元管理していま

す。また、グループ全体のコンプライアンス体制の整備や実践の徹底を図るため、同部は、当社の子会社などとも連携して体制(組織、規程体系など)の整備を進めています。

このコンプライアンス統括部の統轄役員を委員長とするコンプライアンス委員会は、こうした体制や実施状況、運営上の問題点をチェック・検討し、必要に応じてその対応方針を取締役会などに提言・報告します。また、業務監査部もコンプライアンス状況に関する内部監査結果を取締役会に報告します。取締役会は、これらの報告内容を経営施策に反映させています。

このほか、職員が経営層に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けるなど、万一の事態が発生した場合にも速やかに適切な処置ができる体制を整えています。

### 不祥事件の発生について

平成18年12月、下記の事件が発覚しました。当社はこの不祥事件の発生を厳粛に受けとめ、一層の内部管理態勢の充実・強化と再発防止に取り組んでいきます。

#### 1. 発生事態

当社の職員(当時)が、平成17年10月から平成18年11月までの間に累計で約137百万円におよぶJRの切符や航空券などのチケットを虚偽の理由で発注し、当該チケットを払い戻すことによって払戻金を着服。

#### 2. 本件の対応

当該職員については、同年同月に懲戒解雇処分としました。また本件事態を重く受けとめ、管理責任者などの関係者についても計9名に対し厳正な人事処分を行うとともに、本件について、経営の責任を明確にするために、取締役全員が月例報酬の一部を返上しました。

#### 3. 再発の防止

さらに、(1)経費請求に係る処理の総点検と抜本的な見直しの実施、(2)初任者を中心としたコンプライアンス研修および管理者を対象にしたケーススタディ研修による注意喚起と再発防止の徹底を行いました。当社は、今後係る不祥事が二度と発生しないよう、万全を尽くす所存です。

# 顧客保護等への取り組み

お客様の情報（個人情報）の管理に問題がある場合は言うまでもなく、金融商品の勧誘・販売時や、苦情・要望への対処時の不適切な対応も、お客様の信頼を失いかねません。当社は、お客様への適切な対応（以下、「顧客保護等」）の充実をコンプライアンスとならぶ経営上の最重要課題と位置付け、平成19年3月には顧客保護とお客様の利便性向上について「顧客保護等管理方針」を制定して、取組みを強化しています。

## お客様への適切な対応を進めるために

現在、投資信託や個人年金保険など、従来の銀行が扱ってきた金融商品と比べ複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加し、金融機関はその商品の仕組みやリスクなどをお客様に適切かつ十分ご説明し、ご理解いただいたうえで販売することが強く求められています。このため、当社は社内規程の整備や研修の充実に加え、店頭やホームページに金融商品の勧誘方針である「お客さまへのお約束」を公表し、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともにお客様の立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売の徹底を図っています。

また、苦情・相談などのお客様の声を受付け適切に対応する体制を整備するとともに、お客様の声やサービス改善提案などを広く収集した結果や事務ミスの原因分析を基に、再発防止策や商品サービスの改善対応を組織的に検討する体制を構築しています。そして、お客様の声やこうした改善活動の結果について、半期ごとの取締役会報告とともにホームページでお客様にもご報告しています。

### お客さまへのお約束

私たち住友信託銀行は、「的確な運用と万全の管理」に努める「資産運用型金融機関」として、法令等を遵守するとともに、お客さまに適切にご判断いただけるよう、次の勧誘方針に基づき、商品・サービスをお勧めすることをお約束いたします。

1. お客さまにお伺いした、商品・サービスのご経験・知識、ご資産の状況、お取引の目的などに応じて、お客さまに適した商品・サービスの提供に努めます。
2. 提供いたします商品・サービスにつきましては、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすい説明に努めます。
3. 事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客さまに誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。
4. お客さまへの電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うように努めます。
5. お客さまに適した商品・サービスを提供できるよう、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。

## お客様の情報（個人情報）保護のために

当社は、情報セキュリティ管理の基本方針である「情報セキュリティ管理方針」で個人情報保護に関する規定を設けているほか、平成17年4月には「個人情報保護宣言」を公表して既存の社内管理態勢をさらに補強し、個人情報の適切な保護と利用に努めています。

さらに、顧客保護等管理方針に従い、従来より進めて参りましたお客様の情報保護に関しての取組みを拡大し、企業グループとしての顧客保護等管理態勢の充実と実践を図っています。特にお客様の個人情報の外部委託先・子会社での取扱いについて、その（委託）業務の規模・特性に応じ適切なお客様の情報保護の指導を行っています。

また情報システムにおいても、お客様の個人情報危険にさらされることを防ぐため、外部から不正アクセスなどの攻撃を24時間体制で監視するとともに、社内でのパソコンについても厳重な情報漏洩対策を実施し、安全管理に務めています。

### トピックス

#### 生体認証機能付きICカードを導入

平成19年1月4日から、手の指の静脈パターン情報による生体認証機能を導入したICキャッシュカードサービスを開始しました。平成19年7月末現在、すでに約1,000枚を発行し、お客様にもご好評をいただいています。



# GRIガイドライン対照表

| 項目                                                                      | 指標                                                                                                                                                       | 記載ページ    | GC※ |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|
| <b>1. 戦略および分析</b>                                                       |                                                                                                                                                          |          |     |
| 1.1                                                                     | 組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明                                                                                            | 表2       |     |
| 1.2                                                                     | 主要な影響、リスクおよび機会の説明                                                                                                                                        | P.5～7    |     |
| <b>2. 組織のプロフィール</b>                                                     |                                                                                                                                                          |          |     |
| 2.1                                                                     | 組織の名称                                                                                                                                                    | 表3       |     |
| 2.2                                                                     | 主要なブランド、製品および／またはサービス                                                                                                                                    | 表3       |     |
| 2.3                                                                     | 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造                                                                                                                           | 表3       |     |
| 2.4                                                                     | 組織の本社の所在地                                                                                                                                                | 表3       |     |
| 2.5                                                                     | 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名                                                                                    | 表3       |     |
| 2.6                                                                     | 所有形態の性質および法的形式                                                                                                                                           | 表3       |     |
| 2.7                                                                     | 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客／受益者の種類を含む）                                                                                                                          | —        |     |
| 2.8                                                                     | 以下の項目を含む報告組織の規模<br>・従業員数<br>・純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について）<br>・負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について）<br>・提供する製品またはサービスの量                                         | 表3       |     |
| 2.9                                                                     | 以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更<br>・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更<br>・株主資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合）                                    | —        |     |
| 2.10                                                                    | 報告期間中の受賞暦                                                                                                                                                | P.17     |     |
| <b>3. 報告要素</b>                                                          |                                                                                                                                                          |          |     |
| <b>報告書のプロフィール</b>                                                       |                                                                                                                                                          |          |     |
| 3.1                                                                     | 提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）                                                                                                                                   | P.9      |     |
| 3.2                                                                     | 前回の報告書発行日（該当する場合）                                                                                                                                        |          |     |
| 3.3                                                                     | 報告サイクル（年次、半年ごとなど）                                                                                                                                        | P.9      |     |
| 3.4                                                                     | 報告書またはその内容に関する質問の窓口                                                                                                                                      | 表3       |     |
| <b>報告書のスコープおよびバウンダリー</b>                                                |                                                                                                                                                          |          |     |
| 3.5                                                                     | 以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス<br>・重要性の判断<br>・報告書内のテーマの優先順位付け<br>・組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定                                                                    | P.9      |     |
| 3.6                                                                     | 報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）                                                                                                            | P.9      |     |
| 3.7                                                                     | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する                                                                                                                       | P.9      |     |
| 3.8                                                                     | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列での、および／または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由                                                                 | —        |     |
| 3.9                                                                     | 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤                                                                                         | —        |     |
| 3.10                                                                    | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併／買収、基本となる年／期間、事業の性質、測定方法の変更など）                                                                        | P.9      |     |
| 3.11                                                                    | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更                                                                                                         | P.9      |     |
| <b>GRI内容索引</b>                                                          |                                                                                                                                                          |          |     |
| 3.12                                                                    | 報告書内の標準開示の所在場所を示す表                                                                                                                                       | P.48、49  |     |
| <b>保証</b>                                                               |                                                                                                                                                          |          |     |
| 3.13                                                                    | 報告書内の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する                                                   | P.50     |     |
| <b>4. ガバナンス、コミットメントおよび参画</b>                                            |                                                                                                                                                          |          |     |
| <b>ガバナンス</b>                                                            |                                                                                                                                                          |          |     |
| 4.1                                                                     | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）                                                                                               | P.44～46  |     |
| 4.2                                                                     | 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）                                                                                   | —        |     |
| 4.3                                                                     | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび／または非執行メンバーの人数を明記する                                                                                                | —        |     |
| 4.4                                                                     | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム                                                                                                                  | P.45     |     |
| 4.5                                                                     | 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係                                                                            | —        |     |
| 4.6                                                                     | 最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス                                                                                                                      | P.45     |     |
| 4.7                                                                     | 経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス                                                                                           | —        |     |
| 4.8                                                                     | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則                                                                           | 表2、P.1～3 |     |
| 4.9                                                                     | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む                                                | P.2、8    |     |
| 4.10                                                                    | 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス                                                                                                    | P.2、3、8  |     |
| <b>外部のイニシアティブへのコミットメント</b>                                              |                                                                                                                                                          |          |     |
| 4.11                                                                    | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明                                                                                                     | P.8、40   | 原則7 |
| 4.12                                                                    | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ                                                                                                     | P.8      |     |
| 4.13                                                                    | 組織が以下の目的に該当するような、（企業団体などの）団体および／または国内外の提言機関における会員資格<br>・統治機関内に役職を持っている<br>・プロジェクトまたは委員会に参加している<br>・通常の会員資格の義務を超える実質的な資金提供を行っている<br>・会員資格を戦略的なものとしてとらえている | —        |     |
| <b>ステークホルダー参画</b>                                                       |                                                                                                                                                          |          |     |
| 4.14                                                                    | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト                                                                                                                                 | P.20～31  |     |
| 4.15                                                                    | 参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準                                                                                                                               | —        |     |
| 4.16                                                                    | 種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ                                                                                                        | P.22、23  |     |
| 4.17                                                                    | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか                                                                                   | P.20～31  |     |
| <b>5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標</b>                                      |                                                                                                                                                          |          |     |
| <b>経済</b>                                                               |                                                                                                                                                          |          |     |
| <b>経済パフォーマンス指標</b>                                                      |                                                                                                                                                          |          |     |
| <b>側面：経済的パフォーマンス、市場での存在感、間接的な経済的影響</b>                                  |                                                                                                                                                          |          |     |
| EC1～EC9（末尾の一覧表をご参照下さい）                                                  |                                                                                                                                                          |          |     |
| ※ グローバルコンパクト 注：「—」→弊社事業に関わる指標ではあるが、当レポートに関連内容の記載なし。「該当なし」→弊社事業に関連のない指標。 |                                                                                                                                                          |          |     |

グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) :

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ (CERES: Coalition for Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、憲章可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度の改訂を経て、2006年度に再改訂されました。

| 項目                                                | 指標                                                                                     | 記載ページ      | GC※   |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| <b>環境</b>                                         |                                                                                        |            |       |
| <b>環境パフォーマンス指標</b>                                |                                                                                        |            |       |
| <b>側面: 原材料</b>                                    |                                                                                        |            |       |
| EN1, EN2                                          | (末尾の一覧表をご参照下さい)                                                                        |            |       |
| <b>側面: エネルギー</b>                                  |                                                                                        |            |       |
| EN3 中核                                            | 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量                                                                 | P.40、41    |       |
| EN4 中核                                            | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量                                                                 | P.40、41    |       |
| EN5 追加                                            | 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量                                                           | P.40、41    |       |
| EN6 追加                                            | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量    | P.40、41    |       |
| EN7 追加                                            | 間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量                                                       | —          |       |
| <b>側面: 水</b>                                      |                                                                                        |            |       |
| EN8~EN10                                          | (末尾の一覧表をご参照下さい)                                                                        |            |       |
| <b>側面: 生物多様性</b>                                  |                                                                                        |            |       |
| EN11 中核                                           | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積                   | —          |       |
| EN12 中核                                           | 保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明                            | —          |       |
| EN13 追加                                           | 保護または復元されている生息地                                                                        | —          |       |
| EN14 追加                                           | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画                                                  | P.24~31    |       |
| EN15 追加                                           | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する | 該当なし       |       |
| <b>側面: 排出物、廃水および廃棄物</b>                           |                                                                                        |            |       |
| EN16 中核                                           | 重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量                                                            | P.40、41    |       |
| EN17 中核                                           | 重量で表記するその他の関連する間接的な温室効果ガス排出量                                                           | P.40、41    |       |
| EN18 追加                                           | 温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量                                                         | P.40、41    |       |
| EN19 中核                                           | 重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量                                                                    | —          |       |
| EN20 中核                                           | 種類別および重量で表記するNox、Soxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質                                               | —          |       |
| EN21 中核                                           | 水質および放出先ごとの総排水量                                                                        | —          |       |
| EN22 中核                                           | 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量                                                                    | —          |       |
| EN23 中核                                           | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量                                                                  | —          |       |
| EN24 追加                                           | バーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびIVの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合                | —          |       |
| EN25 追加                                           | 報告組織の廃水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する                     | —          |       |
| <b>側面: 製品およびサービス</b>                              |                                                                                        |            |       |
| EN26 中核                                           | 製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度                                                      | P.10~17    | 原則8、9 |
| EN27 中核                                           | カテゴリ別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合                                                           | 該当なし       |       |
| <b>側面: 遵守、輸送</b>                                  |                                                                                        |            |       |
| EN28, EN29                                        | (末尾の一覧表をご参照下さい)                                                                        |            |       |
| <b>側面: 総合</b>                                     |                                                                                        |            |       |
| EN30 追加                                           | 種類別の環境保護目的の総支出および投資                                                                    | P.13、17    | 原則8   |
| <b>労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)</b>                   |                                                                                        |            |       |
| <b>労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件) パフォーマンス指標</b>         |                                                                                        |            |       |
| <b>側面: 雇用、労使関係、労働安全衛生、研修および教育、多様性と機会均等</b>        |                                                                                        |            |       |
| LA1~LA14                                          | (末尾の一覧表をご参照下さい)                                                                        |            |       |
| <b>人権</b>                                         |                                                                                        |            |       |
| <b>人権パフォーマンス指標</b>                                |                                                                                        |            |       |
| <b>側面: 投資および調達への慣行</b>                            |                                                                                        |            |       |
| HR1 中核                                            | 人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数                                             | 該当なし       |       |
| HR2 中核                                            | 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた措置                                           | 該当なし       |       |
| HR3 追加                                            | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権の側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間                                   | P.37       | 原則1   |
| <b>側面: 無差別、結社の自由、児童労働、強制労働、保安慣行、先住民の権利</b>        |                                                                                        |            |       |
| HR4~HR9                                           | (末尾の一覧表をご参照下さい)                                                                        |            |       |
| <b>社会</b>                                         |                                                                                        |            |       |
| <b>社会パフォーマンス指標</b>                                |                                                                                        |            |       |
| <b>側面: コミュニティ、公共政策、非競争的な行動、遵守</b>                 |                                                                                        |            |       |
| SO1, SO5~SO8                                      | (末尾の一覧表をご参照下さい)                                                                        |            |       |
| <b>側面: 不正行為</b>                                   |                                                                                        |            |       |
| SO2 中核                                            | 不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数                                                          | —          |       |
| SO3 中核                                            | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合                                                      | —          |       |
| SO4 中核                                            | 不正行為事例に対処して取られた措置                                                                      | P.46       |       |
| <b>製品責任</b>                                       |                                                                                        |            |       |
| <b>製品責任のパフォーマンス指標</b>                             |                                                                                        |            |       |
| <b>側面: 顧客の安全衛生、マーケティング・コミュニケーション、顧客のプライバシー、遵守</b> |                                                                                        |            |       |
| PR1, PR2, PR6~PR9                                 | (末尾の一覧表をご参照下さい)                                                                        |            |       |
| <b>側面: 製品およびサービスへのラベリング</b>                       |                                                                                        |            |       |
| PR3 中核                                            | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合                          | —          |       |
| PR4 追加                                            | 製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載                                    | 該当なし       |       |
| PR5 追加                                            | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行                                                           | P.22、23、47 |       |

※ グローバルコンパクト 注: 「—」→弊社事業に関わる指標ではあるが、当レポートに関連内容の記載なし。「該当なし」→弊社事業に関連のない指標。

※上記一覧表内に掲載していない項目とその理由

|              | 経済                              | 環境                        | 労働慣行とディーセント・ワーク | 人権                  | 社会          | 製品責任               |
|--------------|---------------------------------|---------------------------|-----------------|---------------------|-------------|--------------------|
| 該当なし         | EC4, HR4                        | EN1、EN2、<br>EN8~EN10、EN28 |                 | HR4、HR6、<br>HR7、HR9 | SO7、SO8     | PR1、PR2<br>PR6~PR9 |
| 別資料に記載       | アニュアルレポート/ディスクロージャー誌<br>有価証券報告書 | EC1<br>EC1                |                 |                     |             |                    |
| 当社規定の開示対象範囲外 | EC2、EC3、<br>EC5~EC9             | EN29                      | LA1~LA14        | HR5、HR8             | SO1、SO5、SO6 |                    |

## 「2007 CSRレポート」に対する第三者のコメント

2007年9月7日

住友信託銀行株式会社

取締役会長 高橋 温 殿

取締役社長 森田 豊 殿

株式会社あらたサステナビリティ認証機構

代表取締役社長 山手 章

私たちの業務は「2007 CSRレポート」（以下、「同レポート」という。）に記載された重要な社会面・環境面の取組みおよびその記載内容に関して、特徴、成果、改善点、今後の方向性などについてコメントすることを目的としています。コメントにあたって以下の手続を実施しています。

1. CSR担当役員（常陰均取締役兼常務執行役員）へのインタビュー
2. 本社CSR担当者へのインタビューおよび所沢支店、熊本支店の視察とインタビュー
3. 同レポートの最終原稿の閲覧

なお、本コメントは、同レポートに記載されている情報が会社の方針および基準に従って収集、報告されているかどうかについて独立の立場から結論を表明するものではなく、また、その他の保証あるいは証明を行うものではありません。

### 1. CSR活動第2ステージに相応しい事業革新の推進（P4～P19）

住友信託銀行は、平成18年度から本業とCSR活動の融合を図り企業価値の向上を強く意識してCSR活動を第2ステージへと進めました。その成果として、環境金融商品・サービスの位置付けを再整理し「エコ・トラステーション」事業と命名したことや、全社横断組織「CS推進部」の設置、「人材構築会議」の実施、環境マネジメントシステムの見直しなどを報告しています。このように住友信託銀行は着実にCSR活動を推進しています。

今後期待することは、CSR活動の具体的な目標をタイムスケジュールも含めて設定することです。特に住友信託銀行のCSR活動の推進軸「5つのパス」のうちの「事業革新の実現」は、環境対策への金融機能の活用が求められ、海外金融機関が環境金融に関して積極的に事業展開している中、より積極的かつ戦略的に推進する必要があるでしょう。エコ・トラステーション事業を各事業の部門戦略にまで落とし込むなど、具体的かつ実行性の高い計画策定が肝要です。

また、UNEP FI不動産ワーキンググループへの参加などグローバルな活動にも大きく期待します。UNEP FIでは生物多様性、水資源など、気候変動以外の課題も取り上げられており、海外金融機関との情報・意見交換は、住友信託銀行の事業革新への刺激にもなるはずです。国際的な場で積極的に役割を果たすとともに、そこで得た知見・ネットワークを活用することが望まれます。

### 2. 幅広い連携による活動の一層の充実（P20～P28）

昨年、私たちは「2006 CSRレポート」に対するコメントの中で、住友信託銀行の支店におけるCSR活動が、支店の単独活動から、複数店舗の共同企画など“面”の活動に進んでいることを評価しました。今年視察した支店においても、創意工夫のもとにCSR活動の充実が図られていると感じました。所沢

支店は、本レポートで紹介されている「能登半島復興支援キャンペーン」を開催したほか、（社）日本ユネスコ協会連盟の書き損じハガキ募金「世界寺子屋運動」への参画を発展させて同団体と共同セミナーを開催していました。また熊本支店は、大切な人へ気持ちを伝えていただきたいとの想いから「親から子へ、子から親へのハガキ募集」を他企業の協賛を得て実施し、地元メディアに取り上げられるなど、多くの方々の関与や関心を得ることに成功していました。

こうした活動のうち、昨年から一歩進んだと感じたことは、社外との連携です。社外との連携が増えれば、それだけ多様な人が関わることになります。さまざまなアイデアが生まれ、活動の充実を図ることができ、より大きな影響力を発揮することも可能となるでしょう。さらに積極的に社外との連携を上げていくことを期待します。社外をはじめ幅広い連携には支援体制が必要です。社会活動統括室は、専任者を設置し、支店のCSR活動への支援体制を整えつつありますが、支店ではCSRとCS（顧客満足）を連動させていることを考慮すると、新設したCS推進部とも連携することが望まれます。

### 3. タイムリーな情報発信

本レポートでは、これまでのCSR活動の総括と次年度の目標を開示したほか、「5つのパス」ごとに報告対象年度の進捗と成果や推進責任者のコメントを記載し、内容を充実するとともに、読みやすさを改善しています。

今後充実が求められるのは、タイムリーなCSR情報の発信です。例えば、平成18年度に注力したエコ・トラステーション事業に関して、ニュースリリースなどによる積極的な開示はなされていません。「5つのパス」の一つ「企業ブランドの向上」には、タイムリーな情報開示やコミュニケーションが必要です。CSRレポートだけではなく、ニュースリリースやウェブサイトなど、より多くのコミュニケーションツールを活用することが望まれます。

キリトリ線



## 皆様のご意見・ご感想を お聞かせください。

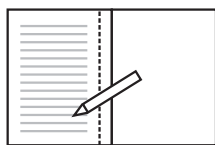
「住友信託銀行2007CSRレポート」をご覧ください、ありがとうございました。

皆様とのコミュニケーションを通じて、今後の当社のCSR活動やCSRレポートの内容充実をはかりたいと考えています。

お手数ではございますがご覧いただいてのご意見・ご感想をお聞かせいただければ幸いです。

裏面のアンケートにご協力いただき、当社 企画部 社会活動統括室あてにFAXでお送りくださるようお願い申し上げます。

1 裏面のアンケートに  
ご記入ください。



2 キリトリ線で冊子から切り離して  
FAXでお送りください。



住友信託銀行株式会社 企画部 社会活動統括室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-4

**FAX 03-3286-8741**

# 「住友信託銀行 2007 CSRレポート」アンケート

キ  
リ  
ト  
リ  
線

- Q1 | 本レポート全体について、どのようにお感じになりましたか？
- |         |                                 |                             |                                 |
|---------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| ●内容     | <input type="checkbox"/> 充実している | <input type="checkbox"/> 普通 | <input type="checkbox"/> もの足りない |
| ●わかりやすさ | <input type="checkbox"/> わかりやすい | <input type="checkbox"/> 普通 | <input type="checkbox"/> わかりにくい |

- Q2 | 本レポートにある住友信託銀行のCSRへの取組みについてどうお感じになりましたか？
- ☐ 十分評価できる    ☐ 評価できる    ☐ 普通    ☐ あまり評価できない    ☐ 評価できない



- Q3 | 本レポートで印象に残った項目、興味を持たれたのはどの項目でしょうか？(いくつでもお選びください)
- |              |                                                   |                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ●住友信託銀行のCSR  | <input type="checkbox"/> トップメッセージ                 |                                                 |
|              | <input type="checkbox"/> 住友信託銀行にとってのCSR           |                                                 |
|              | <input type="checkbox"/> CSR活動のこれまでとこれから          |                                                 |
|              | <input type="checkbox"/> 企業価値の向上にいたる5つのパス(経路)     |                                                 |
|              | <input type="checkbox"/> 国際的な行動指針への署名と参加          |                                                 |
| ●事業革新の実現     | <input type="checkbox"/> 特集1:住友信託銀行の「エコ・トラステーション」 |                                                 |
|              | <input type="checkbox"/> SRI(社会的責任投資)への取組み        | <input type="checkbox"/> 社会的課題の解決に資する金融商品・サービス  |
| ●企業ブランドの向上   | <input type="checkbox"/> お客様と住友信託銀行               | <input type="checkbox"/> “With You”の取組み(社会貢献活動) |
|              | <input type="checkbox"/> 特集2:ステークホルダーダイアログ        |                                                 |
| ●人材マネジメントの強化 | <input type="checkbox"/> 従業員と住友信託銀行               |                                                 |
| ●コスト管理・削減    | <input type="checkbox"/> 活動の紹介                    |                                                 |
| ●リスク管理の強化    | <input type="checkbox"/> 主要なリスクとその取組み方針           | <input type="checkbox"/> コーポレート・ガバナンスとリスク管理体制   |
|              | <input type="checkbox"/> コンプライアンス                 | <input type="checkbox"/> 顧客保護等への取組み             |

- Q4 | 本レポートについて、良い点、改善すべき点など、ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

- Q5 | 本レポートをどのような立場でお読みになりましたか？
- |                                   |                                         |                                 |                                    |
|-----------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 個人のお客様   | <input type="checkbox"/> 法人のお客様         | <input type="checkbox"/> 株主・投資家 | <input type="checkbox"/> 企業のCSR担当者 |
| <input type="checkbox"/> 研究・教育関係者 | <input type="checkbox"/> NPO・NGO        | <input type="checkbox"/> 報道関係者  | <input type="checkbox"/> 政府・行政関係者  |
| <input type="checkbox"/> 学生       | <input type="checkbox"/> 住友信託銀行グループの従業員 | <input type="checkbox"/> その他( ) |                                    |

ご協力ありがとうございました。お差し支えない範囲で、ご記入をお願いします。

お名前: \_\_\_\_\_ ご職業・ご勤務先: \_\_\_\_\_

ご住所: \_\_\_\_\_

お電話番号: \_\_\_\_\_

このアンケートは、CSRレポートの一層の充実をめざして実施しており、それ以外の目的でご記入いただいた個人情報を使用することはありません。  
当社は個人情報の適正な管理に努めます。

住友信託銀行株式会社 企画部 社会活動統括室 行  
FAX 03-3286-8741

## 会社概要 (平成19年3月末現在)

|        |                  |         |                      |
|--------|------------------|---------|----------------------|
| 名称:    | 住友信託銀行株式会社       | 発行済株式数: | 普通株式 1,675,034,546株  |
| 本店:    | 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 | 自己資本比率: | 11.36%(連結)           |
| 創業:    | 大正14年            | 従業員数:   | 5,609人               |
| 総資金量:  | 42兆7,224億円       | 拠点数:    | 国内: 60ヵ所(本支店51、出張所9) |
| 総資産:   | 20兆4,049億円       | 海外:     | 支店4ヵ所、駐在員事務所4ヵ所      |
| 貸出金:   | 11兆3,894億円       | 関係会社数:  | 連結子会社: 34(国内22、海外12) |
| 信託財産額: | 77兆1,499億円       | 関連会社:   | 7(国内のみ)              |
| 資本金:   | 2,875億円          | 上場取引所:  | 東京、大阪の各証券取引所第一部      |

## 主要な子会社・関連会社 (平成19年6月30日現在)

### 国内

| 会社名                     | 所在地               | 業務内容                        |
|-------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 住信振興(株)                 | 大阪府大阪市中央区北浜4-5-33 | ビル管理業務                      |
| 住信保証(株)                 | 東京都中央区日本橋本町4-11-5 | ローン保証業務                     |
| ファーストクレジット(株)           | 東京都千代田区大手町2-6-2   | 金銭貸付業務                      |
| 住信リース(株)                | 東京都中央区日本橋2-3-4    | リース業務                       |
| すみしんウェルスパートナーズ(株)       | 東京都中央区八重洲2-3-1    | コンサルティング業務                  |
| ライフ住宅ローン(株)             | 東京都中央区八重洲2-2-1    | 金銭貸付業務                      |
| 住信ビジネスサービス(株)           | 東京都港区北青山2-11-3    | 事務代行業務・人材派遣業務               |
| 住信不動産投資顧問(株)            | 東京都千代田区丸の内1-4-4   | 投資顧問業務                      |
| 住信ビジネスパートナーズ(株)         | 東京都千代田区丸の内1-4-4   | 研修業務・人事関連サービス業務             |
| 日本TANソリューション(株)         | 東京都府中市日鋼町1-1      | 情報処理業務・計算受託業務               |
| 住信・松下フィナンシャルサービス(株)     | 大阪府大阪市北区中之島3-2-18 | リース業務・割賦購入あっせん業務・クレジットカード業務 |
| すみしんライフカード(株)           | 東京都千代田区有楽町1-2-2   | クレジットカード業務                  |
| 住信カード(株)                | 東京都中央区日本橋本町4-11-5 | クレジットカード業務                  |
| 住信インベストメント(株)           | 東京都千代田区丸の内1-3-1   | ベンチャーキャピタル業務                |
| 住信情報サービス(株)             | 大阪府豊中市新千里西町1-1-3  | 情報処理業務・計算受託業務               |
| 住信アセットマネジメント(株)         | 東京都港区北青山2-11-3    | 投信委託業務・投資顧問業務               |
| (株)住信基礎研究所              | 東京都千代田区神田司町2-11-1 | 調査研究業務・コンサルティング業務・投資顧問業務    |
| すみしん不動産(株)              | 東京都中央区八重洲2-3-1    | 不動産仲介業務                     |
| (株)SBI住信ネットバンク設立準備調査会社  | 東京都港区六本木1-6-1     | 調査・情報提供業務・情報処理業務・計算受託業務     |
| 日本ベンション・オペレーション・サービス(株) | 東京都文京区後楽2-3-21    | 年金給付金等計算業務・事務代行業務           |
| ビジネスエスト(株)              | 東京都千代田区有楽町1-2-2   | 金銭貸付業務                      |
| 人事サービス・コンサルティング(株)      | 東京都中央区日本橋本町4-11-5 | 人事関連サービス業務                  |
| トップリート・アセットマネジメント(株)    | 東京都中央区日本橋1-13-1   | 投資法人資産運用業務                  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)     | 東京都中央区晴海1-8-11    | 信託業務・銀行業務                   |
| 日本トラスティ情報システム(株)        | 東京都府中市日鋼町1-10     | 情報処理業務・計算受託業務               |

### 海外

| 会社名                                                                                  | 所在地                                                                                                                                   | 業務内容           |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 住友信託財務(香港)有限公司<br>[The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd.]                           | Suites 704-706, 7th Floor, Three Exchange Square,<br>8 Connaught Place, Central, Hong Kong                                            | 金融業務           |
| スミトモ・トラスト・アンド・バンキング(ルクセンブルグ) エス・エー<br>[Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.] | 18, Boulevard Royal, L-2449, Luxembourg,<br>Grand Duchy of Luxembourg                                                                 | 信託業務・金融業務・証券業務 |
| スミトモ・トラスト・アンド・バンキング・カンパニー(ユー・エス・エー)<br>[Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)]     | 111 River Street,<br>Hoboken, NJ 07030, U.S.A.                                                                                        | 金融業務・信託業務      |
| 北京中和友信信託系統技術有限公司<br>[STB Consulting (China) Co., Ltd.]                               | 7th Floor, Chang Fu Gong Office Building, A-26, Jianguomenwai Dajie,<br>Chaoyang District, Beijing 100022, People's Republic of China | コンサルティング業務     |

### 内容についてのご意見・お問い合わせ先

住友信託銀行株式会社 企画部 社会活動統括室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-4 Tel: 03(3286)1111 Fax: 03(3286)8741 URL: <http://www.sumitomotrust.co.jp>

平成19年9月発行



SUMITOMO  
TRUST

住友信託銀行



みんなで止めよう温暖化

「住友信託銀行」チーム・マイナス6%

住友信託銀行は、環境保全に貢献したいとの想いから、本冊子に「FSC森林認証紙」を使用しています。FSC森林認証紙とは植林から伐採までのサイクルを適正に管理し、周りの生態系などにも十分配慮した森林の木材を原料にした用紙です。この用紙の使用は、社会・環境・経済に配慮した森林経営を支援し、森林保護にも役立ちます。



本冊子は大豆油インキを使用し、適切に管理された森林の木材を原料として作られた「FSC認証紙」に印刷されています。